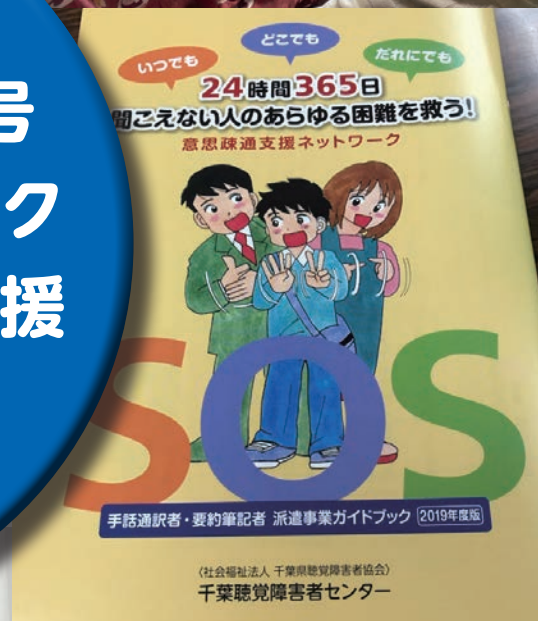




2019年台風19号 宮城県・関東ブロック 聴覚障害者災害支援 報告書



聴覚障害者災害救援中央本部

一般財団法人全日本ろうあ連盟

2019 年 台風 19 号 宮城県・関東ブロック 聴覚障害者災害支援 報告書

目 次

1. ごあいさつ.....	1	6. 聴覚障害者災害救援中央本部（全日本ろうあ連盟理事会報告）.....	33
2. 2019 年台風 19 号の概要	2	・ 2020 年 3 月理事会報告	
3. 聴覚障害者災害救援中央本部の活動経過	4	・ 2021 年 3 月理事会報告	
・ 関東ブロック本部会議		7. 日本聴力障害新聞記事.....	40
・ 千葉県聴覚障害者協会協議		8. 資料.....	44
・ 宮城県被災地視察		・ 聴覚障害者災害救援中央本部 2019 年	
・ 福島県被災地視察		度臨時中央本部会議を開催	
・ 福島県いわき市被災地視察		・ 内閣府特命担当大臣へ「災害等緊急時	
・ 福島県被災地視察（第 2 次）		における聴覚障害者への情報保障に関	
・ 栃木県被災地視察		する要望書」を提出	
・ 東京都聴覚障害者連盟協議		・ 九州等の大雨に係る厚生労働省よりの	
・ 群馬県被災地視察		通達文書	
4. 課題と改善策.....	13	・ 福島県沖を震源とする地震に係る厚生	
・ 日本障害フォーラム（JDF）全日本ろ		うあ連盟の意見	
5. 各被災地支援協会活動報告.....	16	・ 2020 年度 24 時間テレビ寄贈にて「避	
・ 2019 年台風 19 号栃木県聴覚障害者		難所用キット」を寄贈	
被災記録		9. 参考パンフレット.....	54
・ 2019 年台風 19 号による宮城県大雨		・ パンフレット「きこえる人もきこえな	
被災状況報告		い人も災害から命を守るために」	
・ 2019 年台風 19 号等の埼玉県の被災			
に関わる支援活動			
・ 関東ろう連盟 ミニ災害学習会報告			
・ 群馬県 2019 年台風 19 号の被災に関			
わる支援活動			

2019年台風19号における 聴覚障害者への支援活動

一般財団法人全日本ろうあ連盟 理事長
(聴覚障害者災害救援中央本部 本部長)

石野 富志三郎

東日本大震災を契機に設立した聴覚障害者災害救援中央本部（以下、救援中央本部）は、東日本大震災の継続支援と地域災害時の支援活動や防災対策の推進を目的とし、一般財団法人全日本ろうあ連盟・一般社団法人全国手話通訳問題研究会・一般社団法人日本手話通訳士協会の3団体で構成されています。

救援中央本部では、毎年、各関係省庁を訪問し、災害発生時の避難・生活再建の過程においてろう者等への情報保障等支援の在り方、個別サポートの仕組みの構築、ノウハウを持った専門家の派遣の継続性等の要望を行っています。また、「聴覚障害者災害救援基金」を募り、頻発する災害への支援を行っています。

2019年に発生した台風19号はその年に発生した台風の中でもとりわけ被害が甚大かつ広域に及んだことから、早急に臨時救援中央本部会議を開催、全国聴覚障害者情報提供施設協議会、手話を広める知事の会、全国手話言語市区長会と連携し、宮城県等の被災地域へ手話言語通訳者等の派遣を行いました。

東日本大震災、熊本地震においても、手話言

語通訳者等の広域派遣体制はある程度整備していましたが、在宅者への個別訪問のための派遣が難しい被害の甚大化によるろう者等個々の被害状況の把握が難しい現状が浮かび上がりました。

これらを踏まえ、厚生労働省との協議の結果、「被災高齢者等把握事業」の対象をろう者等個別訪問等へも適用し、活用できることとなりました。また、被害状況やニーズ把握については日本財団「令和元年豪雨・台風被害に関わる支援活動」助成による支援により、宮城県、福島県等の被災地の現地調査を行いました。又、長野県や福島県、千葉県は現地の団体が協働して現地調査を行っていただきました。

また、気象庁緊急記者会見への手話言語通訳については、試行実績を重ね、2020年度に本格的に実施することになりました。省庁での緊急記者会見は首相官邸に続き2例目となり、きこえない、きこえにくい人たちの命を守るための情報バリアフリー化がさらに前進することが期待されています。

聴覚障害者災害救援中央本部（以下、救援中央本部）(<http://www.jfd.or.jp/saigai>)

全国聴覚障害者情報提供施設協議会 (<http://www.zencho.or.jp/>)

手話を広める知事の会 (<http://www.jfd.or.jp/sgh/chijinokai>)

全国手話言語市区長会 (<http://www.jfd.or.jp/sgh/chokai>)

2 2019年台風19号の概要

気象状況

2019年10月1日にマーシャル諸島近海で形成が始まった低圧部が、5日に熱帯低気圧に発達。翌6日に南鳥島近海で台風となり、アジア名ハギビスと命名された。台風は平年よりも高い海水温の領域を通過しながら急速に発達し、発生からわずか39時間で猛烈な勢力に発達した。勢力を維持したまま小笠原諸島に接近し、10日に非常に強い勢力へ。12日19時前に大型で強い勢力で静岡県伊豆半島に上陸した。上陸直前の中心気圧は955hPa、最大風速は40m/sで、その後は関東地方と福島県を縦断し、13日12時に三陸沖東部で温帯低気圧に変わった。

なお、この台風から変わった温帯低気圧は、ベーリング海を進み続けたが、23日に東経域からやってきた別の低気圧に吸収され、消滅した。台風19号が猛烈な勢力を維持した期間は10月7日21時から10日21時までの72時間となり、第1位の昭和53年台風第26号の96時間、第2位の平成30年台風第22号の90時間、第3位の平成16年台風第16号の78時間に次いで、第4位を記録した。

台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。この記録的な大雨により、12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県の7都県に、12日19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県の5県に、13日0時40分に岩手県に特別警報を発表した。

東京都江戸川臨海では観測史上1位の値を超える最大瞬間風速43.8メートルを観測するなど、関東地方の7か所で最大瞬間風速40メー

ルを超える暴風となったほか、東日本から北日本にかけての広い範囲で非常に強い風を観測した。また、12日には千葉県市原市で竜巻とみられる突風が発生した。

この台風19号の特徴としては、発生後まもなく猛烈な勢力に発達し、その後北上しても大きくは勢力が弱まらず、本州に接近するまで非常に強い勢力を保ったままであったことが挙げられる。例年は10月になると台風は偏西風の影響で日本の南で東に進路を変え遠ざかる場合が多い。一方、台風19号が発生した時期には平年より偏西風が北に偏り、太平洋高気圧も広く張り出していたため、台風はゆっくりとその縁をまわるように北上し、東日本に上陸する経路となった。

被害状況

この台風の影響で、洪水や土砂に襲われ亡くなった者が続出した。死亡した際の状況が判明した64人のうち、住宅内で水や土砂に襲われ死亡したのは27人で4割超を占め、少なくとも3割近い17人が車での移動中に死亡したとされている。

もっとも人的被害が大きかったのは福島県で、死者は30名となった。被害が最大となった理由は、阿武隈川流域での多くの河川の氾濫で郡山市、須賀川市、本宮市、伊達市、白河市などで幅広く決壊したためで、2階まで浸水した家屋も多くあった。川内村では、雨が降り出した11日午後から13日昼の間のおよそ2日弱、その間に3か月分ほどの雨が降ったことなどがあり、想定を上回る被害となった。

次いで人的被害が大きかったのは宮城県で19名、特に丸森町での死者数は11名に上った。阿武隈川の支流での破堤や支流の上流での土砂崩れがその要因として挙げられている。

台風通過前には、千葉県市原市で10月12日午前8時ごろに竜巻のような激しい突風が吹いたとみられ、横転した軽トラックの中から男性1名が意識不明で発見され、その後、病院で死亡が確認された。また同市を管轄する市原市消防局市津消防署の消防車両3台が、竜巻のような突風の影響でフロントガラスが割れ、出場不能になるなどの被害を受けた。静岡県御殿場市では2人が川に流され、1人は救助されたが1人は行方不明となっている。

12日には群馬県富岡市の内匠で住宅の裏山が崩れ、2棟が全壊した。これにより男性1名が死亡。その後、住民2人も13日に死亡が確認された。同日午後7時ごろに長野県東御市で千曲川にかかる田中橋の近くの道路が陥没し、車3台が転落。乗っていた人のうち3人は救助されたが、残る3人は行方不明となっている。

12日23時ごろ、神奈川県川崎市沖合3キロほどの東京湾上で、パナマ船籍の貨物船ジア・デ号（1,925トン）の乗組員が漂流しているのが見つかった。中国人7人、ミャンマー人3人、ベトナム人2人の合計12人の乗組員のうち4人が救助され、7人が死亡、1人が行方不明となっている。第三管区海上保安本部によると、貨物船は台風のため東扇島沖合に停泊していたが、台風接近時に沈没したものとみられ、翌13日早朝、海中に沈んでいる所を発見された。この事故で重油が流出し、千葉県富津市のノリ養殖用ブイに重油が付着した。同じ川崎市では多摩川からのバックウォーター現象によって、右岸支流の平瀬川近くのマンション1階部分が浸水。これにより男性1名が死亡した。また沈没が確認された貨物船ジア・デ号は、2020年2月に引き上げ作業が行われ、船内から行方不明であったベトナム国籍の乗組員が発見された。

13日午前10時ごろには福島県いわき市で、浸漬した家屋からの救助のため、消防ヘリコプターにけが人の70代女性を収容しようとしたところ、誤って約40メートルの高さから地上に落下する事故が発生した。女性は同市内の医療機関に搬送されたが死亡が確認された。ヘリコプター側のワイヤと救助機材をつなぐ金具がかけられておらず、収容時に隊員が確認を怠ったとみられる。

14日午後には、日野市の多摩川河川敷で路上生活者とみられる70代ほどの男性の遺体が発見され、解剖により溺死と判明した。台風との関連が不明であったため災害関連死には含まれていなかったが、市が警察と協議した結果、関連死として判断された。なお、河川敷に住んでいたホームレスの被害状況の全容は不明。

2020年10月13日に発表された消防庁の報告書によると、4月10日の報告より死者・行方不明者が14人増え108人となり、平成16年台風第23号や平成23年台風第12号の98人を超え、21世紀の日本における台風被害で最悪の規模となった。

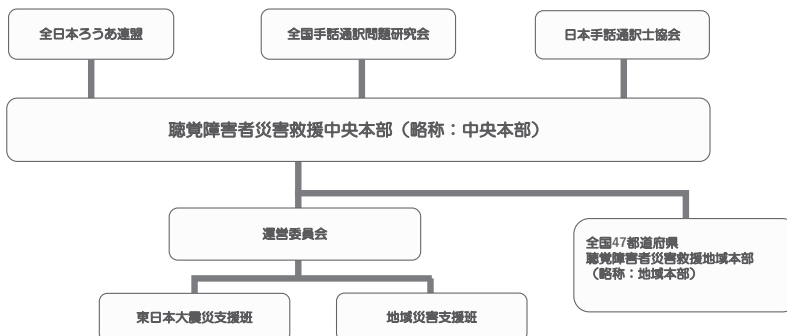
「死亡者・行方不明者内訳（2020年10月13日18時00分現在）」

岩手県3名死亡、宮城県20名死亡、2名行方不明、福島県36名死亡、茨城県2名死亡、1名行方不明、栃木県4名死亡、群馬県4名死亡、埼玉県4名死亡、千葉県1名死亡、東京都3名死亡、神奈川県9名死亡、長野県15名死亡、静岡県3名死亡、兵庫県1名死亡、
合計105名死亡、3名行方不明

3 聴覚障害者災害救援中央本部の活動経過

聴覚障害者災害救援中央本部

聴覚障害者災害救援中央本部は、東日本大震災聴覚障害者救援中央本部の新体制として、東日本大震災の継続支援と今後起こりうる地域災害への支援、防災対策の推進を目的とし、一般財団法人全日本ろうあ連盟・一般社団法人全国手話通訳問題研究会・一般社団法人日本手話通訳士協会の3団体で設立した。



2019年台風19号における 聴覚障害者への支援活動

2019年10月1日にマーシャル諸島近海で形成が始まった低圧部が、5日に熱帯低気圧に発達。翌6日に南鳥島近海で台風となり、アジア名ハギビスと命名された。台風は平年よりも高い海水温の領域を通過しながら急速に発達し、発生からわずか39時間で猛烈な勢力に発達した。勢力を維持したまま小笠原諸島に接近し、10日に非常に強い勢力へ。12日19時前に大型で強い勢力で静岡県伊豆半島に上陸した。上陸直前の中心気圧は955hPa、最大風速は40m/sで、その後は関東地方と福島県を縦断し、13日12時に三陸沖東部で温帯低気圧に変わった。

台風本体の発達した雨雲や台風周辺の湿った空気の影響で、静岡県や新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広い範囲で記録的な大雨となった。10日からの総雨量は神奈川県箱根町で1,000ミリに達し、東日本を中心に17地点で500ミリを超えた。この記録的な大雨により、12日15時30分に静岡県、神奈川県、東京都、埼玉県、群馬県、山梨県、長野県の7都県に、12日19時50分に茨城県、栃木県、新潟県、福島県、宮城県、5県に、13日0時40分に岩手県に特別警報を発表した。



「死亡者・行方不明者内訳（2020年10月13日18時00分現在）」
 岩手県3名死亡、宮城県20名死亡、2名行方不明、福島県36名死亡、茨城県2名死亡、1名行方不明、栃木県4名死亡、群馬県4名死亡、埼玉県4名死亡、千葉県1名死亡、東京都3名死亡、神奈川県9名死亡、長野県15名死亡、静岡県3名死亡、兵庫県1名死亡、合計105名死亡、3名行方不明

聴覚障害者災害救援中央本部の活動経過①

関東ブロック本部会議（2019年10月22日）
 千葉県聴覚障害者協会協議（2019年10月30日）



聴覚障害者災害救援関東ブロック本部会議の様子

福島県被災地視察
 （2019年11月7日、2020年1月16日、2020年6月27日）



栃木県被災地視察 (2020年8月5-6日)



群馬県被災地視察 (2021年2月15日)



東京都聴覚障害者連盟協議 (2020年12月3日)



聴覚障害者災害救援中央本部の活動経過②

- ◆厚生労働省との協議の結果、「被災高齢者等把握事業」の対象をろう者等個別訪問等へも適用し、活用できることとなった。
- ◆被害状況やニーズ把握については日本財団「令和元年豪雨・台風被害に関わる支援活動」助成による支援により、宮城県、福島県等の被災地の現地調査を行う。
- ◆長野県や福島県、千葉県は現地の団体が協働して現地調査を行う。
- ◆気象庁緊急記者会見への手話言語通訳については、試行実績を重ね、2020年度に本格的に実施することになった。

省庁での緊急記者会見は首相官邸に続き2例目となり、きこえない、きこえにくい人たちの命を守るための情報バリアフリー化がさらに前進することが期待されている。

リーフレット
『きこえる人も
きこえない人も災害から
命を守るために』

4月無料配布 (部数限定)

きこえる人も
きこえない人も
災害から
命を守るために



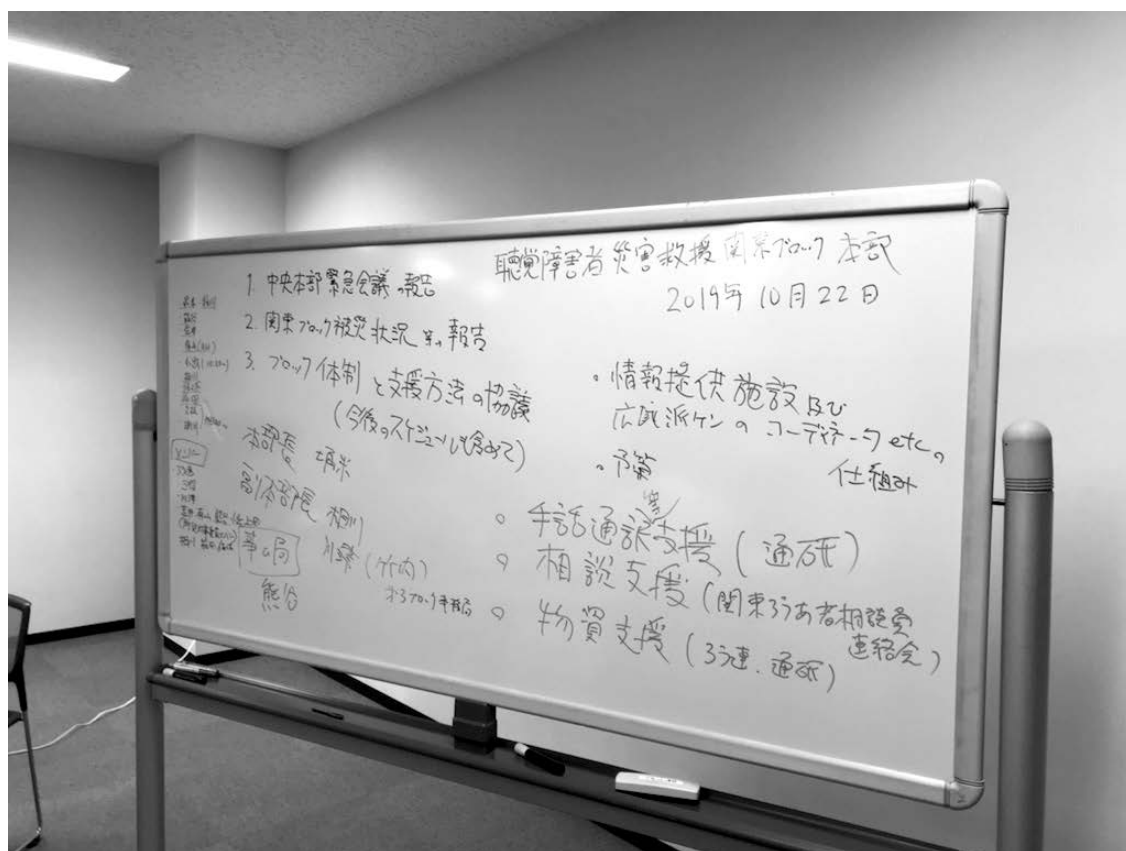
一般財団法人 全日本ろうあ連盟

このリーフレットは、全国生活協同組合連合会・
全国労働者共済生活協同組合連合会の助成により作成しました。

関東ブロック本部会議 (2019年10月22日)

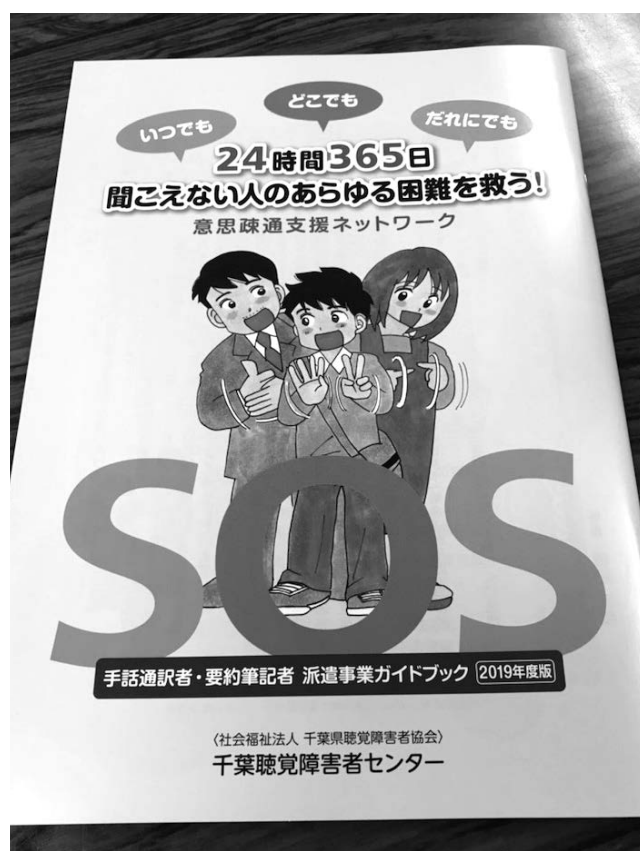


聴覚障害者災害救援関東ブロック本部会議の様子①



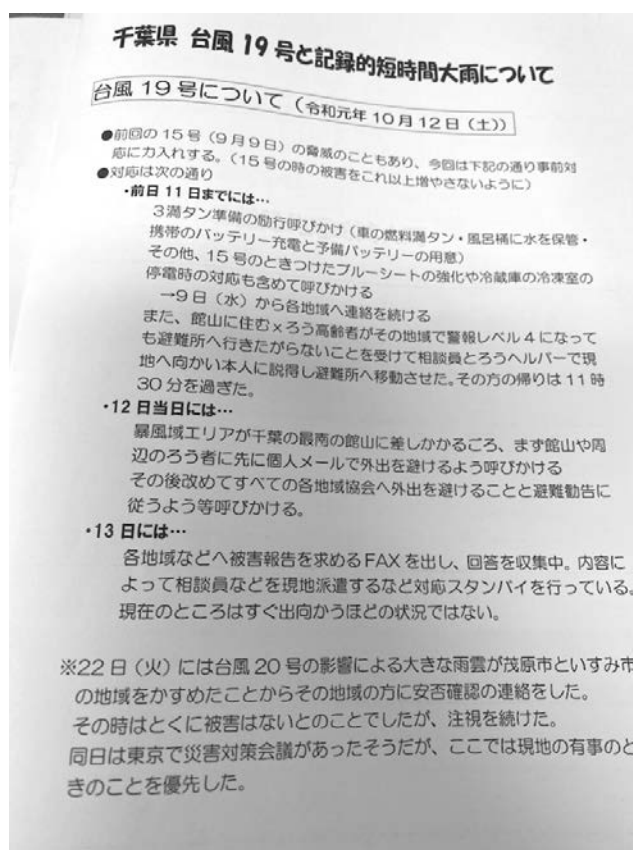
聴覚障害者災害救援関東ブロック本部会議の様子②

千葉県聴覚障害者協会協議 (2019年10月30日)



発行：千葉県聴覚障害者協会

〈緊急手話通訳等派遣ガイドブック2019年度版〉
手話通訳等派遣ルートが一目瞭然、図版や漫画、イラストなどでわかりやすく説明しています。



千葉県のろう者の被災状況を情報収集し、厚生労働省「被災高齢者等把握事業」および日本財団「令和元年豪雨・台風被害に関わる支援活動」助成を申請するよう、働きかけました。

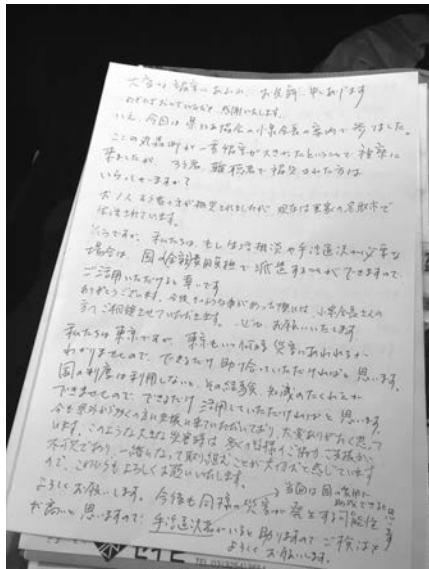
宮城県被災地視察（2019年11月2日）



宮城県丸森町役場にて筆談で交渉



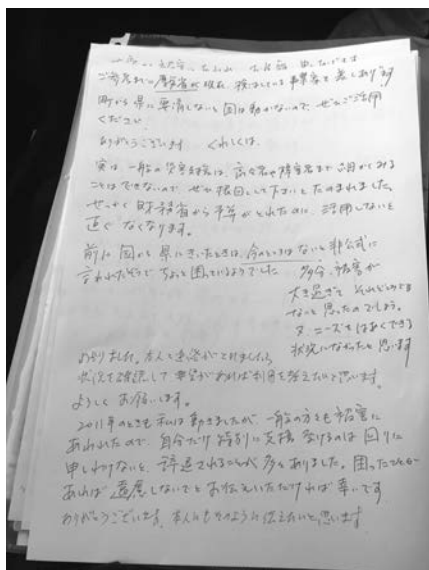
宮城県角田市役場にて筆談で交渉



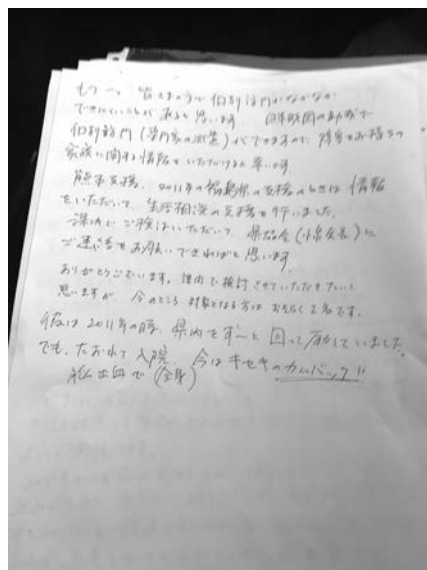
筆談メモ①



手話通訳者の手配が間に合わなかった為、筆談でやり取りを行いました。
避難所における視聴覚障害者に対する情報・コミュニケーション支援について、すべての避難所への貼り出しのお願いをしました。

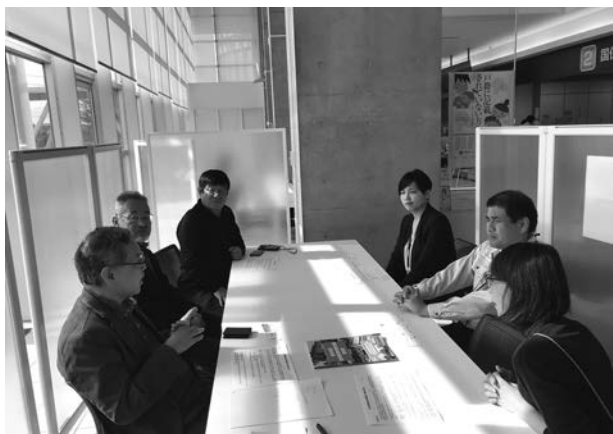


筆談メモ②



筆談メモ③

福島県被災地視察（2019年11月7日）



福島県伊達市役所訪問



福島県伊達市被災地視察



福島県伊達市被災地視察



福島県郡山市役所訪問



福島県郡山市被災地視察



福島県郡山市被災地視察

福島県いわき市被災地視察（2020年1月16日）



福島県いわき市被災地視察



福島県いわき市被災地視察



福島県いわき市被災地視察



福島県いわき市役所訪問

福島県被災地視察（第2次）（2020年6月27日）



福島県被災地視察



福島県本部との協議

栃木県被災地視察（2020年8月5-6日）



栃木県本部との協議

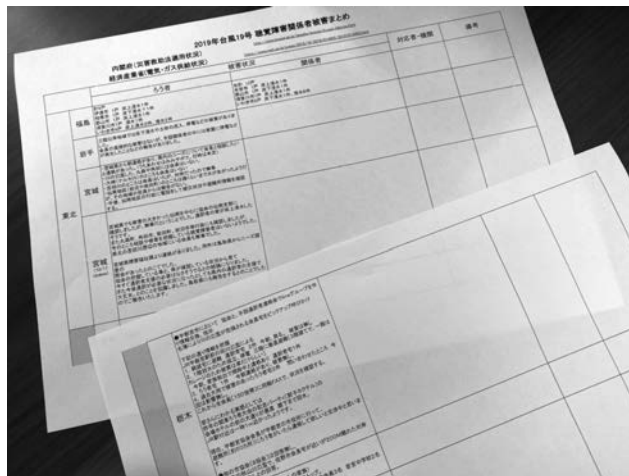


栃木県被災地視察

東京都聴覚障害者連盟協議 (2020年12月3日)



東京都聴覚障害者連盟協議



栃木、群馬、埼玉への今後の支援について

群馬県被災地視察 (2021年2月15日)



群馬県被災地視察①



群馬県被災地視察②

4 課題と改善策

【内閣府】令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難のあり方について（最終とりまとめ案）に対する、日本障害フォーラム（JDF）全日本ろうあ連盟の意見

A. 現在課題となっている点 （今年の豪雨災害や、過去の災害を含む）

被災した立場から

- ①どの災害においても、聴覚障害者が「情報が全く得られない」ということが一番大きな課題となっている。一刻を争う災害発生時には早く正確な情報を得なければならないところ、きこえない人・きこえにくい人は判断が遅れたり正しく避難できなかったり「命」の危険にさらされた事例報告がたくさんある。
- ②災害発生時だけでなく、長期の避難所生活でも、食事の配給情報がわからなかったり、周りの人達とのコミュニケーションがとれず孤独になってしまったり、仮設住宅・復興住宅生活においても、復旧・復興に向けて様々な情報にアクセスできなくて困り、不安と心配でストレスがたまり体調を崩した被災当事者もいたと聞く。避難所における情報保障が必要である（福祉避難所・一般避難所関連意見へ）。

- ③行政による要配慮者名簿の災害時（緊急時）活用のあり方に関して、要配慮者の情報を当事者団体が直ぐに得られないという喫緊の課題が今でも残っている。一方で要配慮者名簿に登録していない聴覚障害者も多い。災害時にも個人情報の壁により、支援が必要な人が支援団体とつながる事ができないことは、今後の防災を考えるうえで最大のハードルとなっている（取り組みの実現について、より一層の強化を諮る必要）。

支援者の立場から

- ①現地支援に出向いた聴覚障害者が避難所内の物資仕分けのボランティア協力を断られた、炊きだしへの協力を拒否された、などの差別・偏見の問題事例もあり、地元の災害支援団と連携できる体制構築が必要である（当事者が支援者として関わる体制の構築）。

B. 今後の防災に対する意見・提案

今後、より広く聴覚障害者（コミュニケーション要配慮者）と意思疎通支援者の災害時の安全と安心につなげるために、下記を求めます。

- ①重篤化しやすい、また常時支援が必要な障害のある人の支援活動の時や、遠方地や僻地、災害のために道路復旧に時間がかかる時、十分な支援活動が行えない時、そして現在問題

となっている避難所また被災者宅におけるコロナ感染を防ぐために、避難所また被災者宅への遠隔手話通訳及び電話リレーサービス、オンライン診療等のICT通信機器の設置（福祉避難所・一般避難所関連意見へ）。

- ②被災者支援活動における安否確認・ニーズ調査活動や、その後の心のケア支援のため、災害救助法における「避難所の情報収集等のためのテレビ、テレビ等のレンタル」について、「テレビ等」に「電話リレーサービスや遠隔手話通訳、手話放送受信機器」を含むと解釈し、避難所設置また障害のある被災者宅へ提供あるいは貸し出し。
- ③避難所また手話言語、点字などによる情報発信をおこなう自治体や支援団体への財政措置及び財政支援。
- ④生活に関わる情報、行政からの情報、復旧に必要な情報など、大事な情報は、視覚的に発信されるよう、「情報の可視化（情報のバリアフリー）」を福祉避難所に限らず、一般避難所の運営ガイドライン（マニュアル）にもきちんと盛り込むこと。また、情報を手話言語や字幕で受け取れる機器（アイ・ドラゴン4）を設置すること。
- ⑤避難所巡回、在宅避難者宅などへの手話言語通訳者・要約筆記者・相談員同行（公的派遣）の体制構築（災害救助法適用地域の活動範囲

の拡大。災害時要援護者名簿をもとに避難所に来ていない人の把握、そして在宅避難者への支援体制についても盛り込む必要。災害派遣福祉チーム（DWAT）のメンバーに常時手話通訳者がいることが重要）。

- ⑥一般避難所にも「情報コミュニケーション支援拠点」という新たな枠を位置づけ、手話言語通訳者等の意思疎通支援者派遣の体系化及び、平常時のコミュニケーション支援訓練の展開（聴覚障害者情報提供施設の活用など福祉的な支援を盛り込む必要）。
- ⑦情報コミュニケーション支援拠点の「モデル活動」を行政機関と地域との連携の中で明確に進め、「コミュニケーション要配慮者（仮案）」への配慮伝達訓練だけでなく、広域からのコミュニケーションボランティア受入れ・配置訓練の実施を行うこと。
- ⑧気象庁の記者会見には手話言語通訳が付いているが、各地の気象台による地方放送には手話言語通訳がついておらず、テロップが流れる例もあるが、アクセスできる情報の格差が出てしまうため、地方放送においても手話言語通訳者を付けること。
- ⑨防災・行動計画を策定の際に、ろう高齢者との相談において、手話通訳者やろう相談員の同席、協働を図ること。

（参考）

次ページのリーフレットは

<https://www.jfd.or.jp/info/saigai/p013/p013-leaflet.pdf> から取得できます。

聴覚障害者に関するご質問等は下記までお問い合わせください。

(一財)全日本ろうあ連盟

手話の普及とろう者の社会参加と自立を推進する、全国唯一のろう者の当事者団体
東京都新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

(一社)全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

難聴者・中途失聴者に対する施策の充実普及のための諸事業等を行う全国団体
東京都新宿区市谷台町14-5 MSビル市ヶ谷1階
TEL 03-3225-5600 FAX 03-3354-0046

(一社)全国手話通訳問題研究会

手話や手話通訳、聴覚障害者問題についての研究・運動を行う全国団体
京都府京都市上京区室町通今出川下ル 織維会館3階
TEL 075-451-4743 FAX 075-451-3281

(一社)日本手話通訳士協会

手話通訳士の資質および専門的技術の向上と手話通訳制度の発展に寄与することを目的とする全国団体
東京都文京区関口1-7-5 メゾン文京関口805号
TEL 03-6906-8360 FAX 03-6906-8359

(特非)全国要約筆記問題研究会

要約筆記や字幕など幅広く文字による情報保障・研究を行う全国団体
愛知県名古屋市中区錦1丁目16-13 チサンマンション錦1102
TEL/FAX 052-218-9120

(特非)全国聴覚障害者情報提供施設協議会

聴覚障害者情報提供施設等が連絡提携をはかり、聴覚障害者の社会参加等に寄与することを目的とする全国団体
京都府京都市中京区西ノ京東中合町2番地 京都市聴覚言語障害センター内
TEL 075-841-8337 FAX 075-841-8312

聴障・医ネット

聴覚障害者の医療に関心を持つ医療関係者のネットワーク
事務局FAX 043-251-1975

(一社)日本聴覚障害ソーシャルワーカー協会

手話のできる社会福祉士、精神保健福祉士の職能団体
〒150-0011 東京都渋谷区東一丁目23番3号
TEL 03-5464-6058 FAX 03-5464-6059
ホームページ <http://www.jaswdhh.org/>

リーフレットに関するお問合せ

聴覚障害者災害救援中央本部(構成団体:全日本ろうあ連盟/全国手話通訳問題研究会/日本手話通訳士協会)

〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8F (一財)全日本ろうあ連盟内

TEL 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445

メール saigai@jfd.or.jp HP <http://www.jfd.or.jp/saigai>

※本リーフレットはホームページからダウンロードも可能です。

本リーフレットは中平幸一様よりの
遺贈の一部を充てて作成しました。

聴覚障害者は

災害などのとき、
こんなことに困っています

情報を確保するため
手話通訳者や
要約筆記記者
を呼んでほしい

避難所で物資や
食糧の配給などの情報が
伝わりません

防災無線や
広報車、館内放送が
きこえません

状況がつかめず不安
どうすれば良いのかわからないので、
相談がしたい

映像・手話・文字で
情報を求めています

www.jfd.or.jp/saigai

聴覚障害者災害救援中央本部

聴覚障害者は願っています

- ・文字や絵などの視覚的な情報で伝えてください
- ・一緒に誘って避難してください
- ・放送された内容を紙に書いて掲示してください
- ・専門用語は避け、わかりやすく箇条書きにしてください

避難所で...

- ・手話や字幕が表示できる通信機器を置いてください。
- ・聴覚障害者が孤立しないよう配慮してください。



災害時の聴覚障害者への支援 ～東日本大震災での支援活動～

2011年3月11日に発生した東日本大震災後、聴覚障害者及び関係団体で組織する「東日本大震災聴覚障害者災害救援中央本部」は被災聴覚障害者等の支援活動を行いました。主な支援活動は下記のとおりです。

公費での手話通訳等の派遣

物資支援活動

義援金活動

医療・メンタル活動

情報・広報活動



その後、2012年12月に「聴覚障害者災害救援中央本部」へ体制を移行し、引き続き生活支援等を行っています。

緊急時の対応について

コミュニケーションがとれない緊急時は
障害者手帳、保険証などで本人確認し、
お薬手帳などの情報を基に適切な処置
をしてください。



手話通訳者・要約筆記記者の派遣依頼

聴覚障害者の主な伝達手段は手話や文字情報です。手話通訳者・要約筆記記者が派遣されますので、聴覚障害者を支援するときは行政に連絡してください。

ろうあ者相談員の派遣

避難所生活や手続など生活全般における支援をします。地域により配置場所はまちまちで、行政や聴覚障害者情報提供施設等に配置されています。

ソーシャルワーカーの派遣

手話のできる社会福祉士・精神保健福祉士を派遣します。

5 各被災地支援協会活動報告

2019年台風19号〔2019年10月12日〕 栃木県聴覚障害者被災記録

被災者聞き取り記録 聞き取り①

聞き取り日 2020年8月30日（日）

被災者A氏 被災者B氏 ろう者夫婦 50代 2名

被災箇所 栃木県栃木市園部町 永野川 一級河川 川の溢水箇所から 住宅まで約450m



当時の状況〔聞き取り〕

- ・1階建ての賃貸住宅
- ・21時頃浸水が始まった。
- ・玄関を見たら水が浸水して、気がついたときは家の中から出られない状況〔北側から川水が押し寄せてきた〕だった。〔最高で水面1.5m〕。
- ・貴重品を持って家の南側の高いところへ逃げた。Bさんは首まで水が浸かった状態。
- ・隣の家の人も避難していた。
- ・隣地の家が自宅より50cm高いところがあり、そこに1.5mぐらいの高さの給湯器があったのでAさんはBさんをその上に登らせて避難させた。Aさんはそばで胸まで浸かった状態で朝まで待った。
- ・そのうち、水は腰ぐらいまで引いてきた。
- ・朝、4時頃に自衛隊がボートを引いてやってきた。避難状況を聞いて、危険ではない状況を確認し、高齢者を捜索にさらに浸水地へ向かって行った。
- ・5時頃また自衛隊が来て、一緒に避難した。荷台が高いトラックに乗って避難した。
- ・避難所には1週間泊まった。
- ・周りに手話ができる人はいなく、落ち着かなかった。
- ・避難所から歩いて、自宅の清掃に通った。
- ・食事などは最初はわからなかった。冠水していなかったスーパーまで歩いて行って食料を購入。
- ・避難所3日目にカレーや弁当、カロリーメイトなどが支給された。
- ・風呂の情報 友人からフィットネスクラブで、無料で入浴ができるという情報をもらった。

入浴しに行ったら、どこから情報が入ったのかとびっくりされた〔この情報は後日、市のHPに載った〕。

- ・ 浸水した家を消毒するという連絡があったのでその時間に家に待機したが来なかった。
- ・ 市の設置通訳者や、友人が心配して情報を持ってきてくれた。
- ・ 冠水した家は住める状態でもなかったので、勤務先と相談して、会社の独身寮の家族ルームに1週間滞在し、1ヶ月後に会社の借り上げアパートに入った。

情報の取得手段および周囲からの支援

- ・ スマホを持って行ったため、友人から風呂や、仕出し等役所からの支援の情報が入って役に立った。
- ・ 風呂や、仕出しの情報を隣の人に知らせて、喜ばれた。
- ・ これからも必ずスマホを持って逃げたい。
- ・ 栃木市聴覚障害者協会が会員に被災状況を聞き取りし、土日を利用して、土砂除去、被災ゴミの搬出などを支援。

2020年8月30日 聞き取り①



被災した家の南面にて 被災者A、B夫妻



この高さまで水が来た。



隣家 50cmほど高い土地の上に立っている。給湯器の上にBさんは登って避難した。



住宅の北面 この方向から川の水が押し寄せた。



永野川（一級河川）



堤防が決壊した所。テトラポットで仮復旧

被災者聞き取り記録 聞き取り②

聞き取り日 2020年8月30日（日）

被災者C氏 ろう者 40代 一人暮らし

被災箇所 栃木県栃木市大平町富田 永野川（一級河川）の溢水箇所から住宅まで約 1.4km



当時の状況（聞き取り）

- ・2階建てアパートの1階 床上10cmの浸水〔推定・道路より1mの高さ〕。
- ・夕方6時頃アパートの前の道路を見たら、水が流れている状況。

- ・夜9時前に、エリアメールで永野川堤防の決壊の情報がいった。
- ・外を見たら、玄関の1段まで水が来た。
- ・アパートの2階が会社の友人だったので2階に避難できた。情報もその友人から教えてもらえた。

- ・朝9時頃に水が引き始めた。外は、最高でおなかぐらいの高さまで水が来た〔1m〕。
- ・室内の床の上の物は浸水でだめになった〔机の上にあげた物は無事〕。
- ・避難はせず、しばらくはベッドの上で寝た。
- ・3ヶ月後大家さんに立ち退きを言われ、引っ越しした。
- ・冠水した車は廃車。
- ・車の被害について、電話ができないので900m離れた栃木市太平総合支所まで行って、そこから栃木市役所本庁の設置通訳者と遠隔手話通訳で連絡〔遠隔通訳のタブレットは10月から配置されたばかりだった〕。
- ・市役所設置通訳者の電話リレーで自動車保険会社に連絡。しかし、本人の電話でないと受けられないとの回答。
手話通訳者が保険会社と話し、以降、本人と保険会社間でメールのやりとり、車の被災の状況を説明した。
- ・その後、ディーラーの人が直接来て、車の確認をしてもらった。
- ・中村栃木市聴覚障害者協会会長から被災状況の調査のメールをもらい、回答した。浸水した家の片付けの人手を出してもらって、助かった。

情報の取得手段および周囲からの支援

- ・鉄道、交通の状況が入らなかった〔車の冠水、鉄道が移動手段、そのときJR両毛線は線路築堤流出で不通〕。

- ・ツイッターで地域の情報の確認、食べ物、交通の情報収集。
- ・アパートの立ち退きを迫られたので不動産屋周りをしたが、交通手段が電車なので遠回りになったり、バスがわからず苦労した。
- ・自動車保険でレンタカーが借りられるとの話で、罹災証明書を持ってレンタカー屋へ行ったが、断られ、その場で、保険会社にメールして、保険会社からそのレンタカー会社に電話してもらい、借りられることになった〔不動産屋巡り、買い物が便利になった〕。
- ・目から入る情報が無かった〔ラジオはわからない、テレビでは長野など被害の大きいところを放送している〕。
- ・大平総合支所での受付は、筆談の対応が無かった〔受け付けてくれない〕。
- ・市役所本庁の設置手話通訳者からメールで、罹災証明書の発行受付開始の情報などありがたかったが、実際に市役所へ行くとその準備ができていない。

まとめ

- ・情報がピンポイントで来た。設置通訳者や、市協会会長から必要な情報の配信。
- ・自動車保険の申請が、「遠隔手話通訳」から始まって、「電話リレーサービス」になり、以降「メール」のやりとりでスムーズに進んだ。
- ・上記の情報で比較的スムーズに復旧できたので、比較的恵まれていると思った。



C氏の被災したアパートの前で。



手前の道路を矢印のように濁流が流れた。



2019年10月13日〔日〕 栃木市聴覚障害者協会復旧支援状況〔C氏宅〕



この高さまで 床上浸水。

床下は水がたまったままのためボールですくい取り

テーブルや、ベッドの上に家具を避難させたため比較的被害は少なかった。



2段上がった玄関の上まで浸水

車も冠水 廃車

2019年10月14日〔月〕 栃木市聴覚障害者協会復旧支援状況〔A氏宅〕



この高さまで冠水 車は廃車



家の中の状況



被災家具

2019年10月19日〔土〕 1週間後栃木市聴覚障害者協会復旧支援状況〔A氏宅〕



1週間たっても片付かない

2019年10月20日〔日〕 栃木市聴覚障害者協会復旧支援状況〔A氏宅〕



水が引いた後の土砂片付け 矢印の方向から川水が来た。

2019年8月30日 聞き取り調査活動



調査員 左 栃木市聴覚障害者協会会長 中村正年 右 栃木県聴覚障害者協会理事長 稲川和彦



普段はゆるやかな永野川（一級河川）

2019年台風19号による宮城県大雨被災状況報告

報告者：一般社団法人宮城県聴覚障害者協会

2019年10月21日（月）～25日（金）

鳥取県の福祉課から3名派遣

公益社団法人鳥取県聴覚障害者協会職員・手話通訳者 伊藤 摂子
相談支援専門員 小林 辰雄
鳥取県障がい福祉課 係長 矢田部佑己

宮城県聴覚障害者協会 会長 小泉 正壽
事務局長 平間 弘
仙南聴覚障害者福祉会（仙南支部） 会長 油井 政経
役員 田畑 圭輔
役員 数名

以下の報告書は鳥取県福祉課と確認し、以下の通り報告した。

報告【1日目】

- 1 日時 2019年10月21日（月）
午前9時～午後7時15分
- 2 場所 宮城県内
- 3 訪問先等
 - 宮城県庁保健福祉部〔宮城県仙台市青葉区
本町3丁目8番1号〕
 - 宮城県聴覚障害者情報センター（愛称：み
みサポみやぎ）
 - 一般社団法人宮城県聴覚障害者協会
 - 宮城県大郷町〔役場訪問〕
 - 宮城県大崎市〔市役所訪問〕〔県北部福祉
事務所〕
- 4 状況
 - ①宮城県聴覚障害者協会

■対応 事務局長 平間氏ほか
（男性2名きこえない。女性きこえる人1名
の計3名が対応）

■聞き取り内容
○会員に被害なし。
○非会員の状況を確認したいため、役場での
確認希望。
→午後から大郷町役場、大崎市役所へ。

②大郷町（PM）
■対応者 福祉保健課 主事 櫻田氏
■聞き取り内容
○浸水地域にろうあ者がいないことは確認
済み。＜今後の雨で、ろうあ者から支援要
請があった場合は、みみサポあるいは協会
へ連絡するよう依頼＞



協会



大郷町役場



大崎市役所

③大崎市（PM）

■対応者 社会福祉課長 齋藤氏
障がい福祉係技術主幹 佐藤氏

■聞き取り内容

○避難所にろうあ者がいるという報告はないが、個室化した関係もあり状況がつかめなくなっている。

○被害地区に普段から手話通訳を利用して
いる方はいない。

○まだ水が引いていないため、今後ニーズが
発生する可能性はある。＜今後の雨で、ろ
うあ者から支援要請があった場合は、みみ
サがあるいは協会へ連絡するよう依頼＞

④北部保健福祉事務所（PM）

■対応者 地域保健福祉部 次長 高橋氏

■聞き取り内容

○大崎市の避難所にろ
うあ者がいるという
報告は入っていない。

○大崎市（鹿島台地区）
については、排水完
了の見込みが立って
いない。

○鹿島台地区の健康調査を、10/21から24
に実施する。



北部保健福祉事務所



■対応者

市民福祉部長兼社会福祉課長 中村氏
社会福祉課 課長補佐 伊藤氏

■聞き取り内容

○現在、避難所に避難している者はいない。
（2か所ある避難所では、入られる方の受
付を行っており、来られた場合は確認がと
れる）

○今日の雨により、不安を感じている市民も
いると思われる。

②丸森町役場

■対応者 保健福祉課長

■聞き取り内容

※役場で聞き取り。

○避難所に避難しているきこえない人はい
ない。

○きこえない人1名が被災し、家屋と車が浸
水した。現在、丸森町から実家に避難して
いる。

○生活再建に関する情報や通訳の依頼は、み
みサがまで連絡をするよう被災者に伝え
ていただくようお願いした。

○避難所への避難者は依然として多く、様子
を見たい旨伝えたが、避難者のストレスが
溜まっており、控えてほしいとの町の意向

報告【2日目】

1 日時 2019年10月22日（火）

午前8時～午後5時

2 場所 宮城県内

3 訪問先等

※丸森町を目指していたが、道中にあった角
田市にも立ち寄った。

○角田市社会福祉事務所〔宮城県角田市角田
字柳町35-1〕

○丸森町役場〔宮城県伊具郡丸森町字鳥屋
120番地〕

○仙台市聴覚障害者協会

4 状況

①角田市社会福祉事務所（ウエルパーク内）

※自主避難所



丸森町役場前のグラウンド
災害ごみの集積場



丸森町役場：自衛隊等の駐車場



角田市：道路ののり面が崩落

を受け訪問を断念した。

☆丸森町から宿泊先への帰り道中に、仙台市聴覚障害者協会へ寄り情報共有した。

報告【3日目】

- 1 日時 2019年10月23日（水）
午前8時30分～午後6時
- 2 場所 宮城県内
- 3 訪問先等
※石巻市役所を訪問する予定であったが、新たな情報もなかったため、訪問せず。
○宮城県聴覚障害者協会
○石巻市内 ろう者宅等
- 4 状況
 - ①県協会での打合せ
■対応者 県協会事務局長 平間氏
■聞き取り内容
○非会員の多い、石巻市内に向かうことを確認。
○石巻市内の在宅のろう者を訪問したい。



自宅の門柱（指さし位置）まで浸水

②石巻市

■対応者 A氏

■聞き取り内容

- 道路が冠水した。
- 河川の決壊によるものではなく、豪雨によるものだった。
- 膝下くらいまで水がきたが、自宅は少し高い位置にあり、ぎりぎり浸水は逃れた。
- 避難所に移動しようとしたが、道路が浸水しており、避難できる状況ではなかったため、自宅の2階へ避難した。
- ネットで台風情報・経路は把握していたため、事前に水・食料を調達していた。
- 電気・水は使用可能な状態であったため、生活できた。

③美里町

※仕事から帰宅する途中の美里町のスーパーマーケットであれば、ということで面会。

■対応者 B氏（大崎市在住）

■聞き取り内容

- 当日は、大雨情報のエリアメールが頻繁に届いた。
- 別のところに住んでいる息子から避難を勧められ、避難所へ避難した。
- 不安はあったが、息子も一緒だったので困ることはなかった。（息子は聞こえる）
- 避難所にほかのろう者、手話通訳者はいなかった。
- 翌朝、自宅に被害がないことを確認したうえで、河川を確認したところ、もう少しであふれそうだった。
- 何年か前にも、同じような経験をしたのと、事前に情報を手に入れていたので、水や食料の準備はできていた。

報告【4日目】

- 1 日時 2019年10月24日（木）
午前8時30分～午後5時30分
- 2 場所 宮城県内
- 3 訪問先等



名取市役所：現状聞き取り



柴田町役場：現状聞き取り

- 名取市役所
- 柴田町役場
- 柴田町内 ろう者宅
- 岩沼市内 ろう者宅

4 状況

①名取市役所

■対応者 社会福祉課 佐藤氏(手話通訳者)

■聞き取り内容

○ろう者の床下床上浸水の被害については、把握していない。(情報がない)

○個人的なつながりでの仄聞だが、仙南地区で道路が冠水したろう者が1名いるらしい。(車のタイヤが10cm程度水に浸かったレベル)

②柴田町役場

■対応者 福祉課 今野氏

■聞き取り内容

○被災したろう者はいると思われるが、把握

していない。

○ろう者が困っているという情報も入っていない。

③柴田町西船迫

■対応者 C氏(ろう者)

■聞き取り内容

○西船迫地区を通る国道4号が浸水し通行止めになっていた。

○自宅に被害はなく、停電や断水もない。(自宅が坂の途中にあるため、浸水は免れたが、坂の下は、腿の辺りまで浸水した)

○避難の情報はなかった。(エリアメール、行政からのメールもなし)

○周りにも避難した人はいなかった。

④岩沼市

■対応者 D氏(ろう者) [4人暮らし：夫(ろう者)と息子夫婦]

■聞き取り内容

○浸水等の被害なし。

○14日当日、県や市から台風に関するメールがたくさん届いた。(休んでいたので、確認したのは翌朝)

○3.11の時は音声情報だけであったが、今は情報が得られる環境で大変よい。

○事前に台風が来るという情報もあり、とくに困ったこともなかった。



自宅前でろう者と当時の状況を聞く



ろう者と面談

報告【5日目】

- 1 日時 2019年10月25日(金)
午前8時30分～午後4時
- 2 場所 宮城県内
- 3 訪問先等
○大崎市 ろう者宅
- 4 状況
①大崎市



■対応者 E氏（ろう者）[夫婦と娘(3歳)の
三人暮らし(夫もろう者)]

■聞き取り内容

- 自宅は被害なしだが、床下収納の更に下に
水が溜まっていたので、不動産屋に連絡し
て見に来てもらう。(連絡はメールで、当
日は筆談)
- 当日は大雨や避難の情報がたくさんメー
ルで届いた。
- 避難も考えたが、近くの田んぼから水が溢
れて、比較的大きい道路に出るための道が
冠水していたので、家にいた。
- 事前に情報があったので、食料は三日分用
意していた。
- 困ったことはなかった。
- 3.11のときは情報なかったが、今はくる
ようになっていて安心。
- 台風と直接関係ないが、手話通訳の派遣を
お願いするときは、2週間前に市役所に申
し込まないといけないのが不便で、緊急時
に困る。

②県協会

■対応者 平間事務局長

■聞き取り内容

- 5日間の振り返り。
- どの自治体も、市民町民の情報をまとめき
れない。
- ろう者が困っているという情報も入って
いないのは、本当に困っていないというこ
とであればよいが、地域における情報収集
の体制を整えることが必要だ。

まとめ

東日本大震災と比べて行政の支援の取り組
みが進んでいたが、まだ遅れている地域もあっ
た。

手話通訳などの情報保障の予算が地域はまだ
十分ではない（逆に言えばろう者の声を上げる
機会が少ない）こともあり、協会内の意見をも
っと掘り下げていく必要がある。

今回の調査で明らかになった問題点を共有
化し、行政と課題解決のための話し合いを続け
ていきたい。

鳥取県福祉課の急な訪問があり、受入体制の
課題が浮びあがった。今回の報告書をまとめる
にあたり鳥取県に確認しながらまとめた。



宮城県聴覚障害者協会平間事務局長（中央）、調査員の
皆さん

2019年台風19号等の埼玉県の被災に関わる支援活動

- ・ 関東ろう連盟から埼玉県聴覚障害者協会へ依頼
- ・ 関東ろう連盟から現地調査派遣 担当：小出

東松山市

- ・ 2020年3月22日（日）
午前11時から12時
- ・ 調査場所：東松山市
- ・ 東松山市聴覚障害者会：2名
- ・ 調査担当：小出真一郎
- ・ 調査報告：以下のとおり

◆調査報告

1. 安否確認調査について
 - ・ 被害者：0人、
 - ・ 人的被害：なし。
 - ・ 避難指示：あり、3名（避難先：高坂小学校）
 - ・ 自主避難：避難先 高坂小学校
 - ・ 停電：あり、約400軒
 - ・ 住家被害：床上浸水あり（1軒）約50～70cm
2. 困ったことについて
 - ・ 特に停電があって冷蔵庫、風呂、TV（アイトラゴン見られませんでした）、充電器等が使えなかった。
 - ・ スマホで緊急速報メールがあった。警戒レベルで、高いレベル5からレベル1の5段階の意味が分からず、避難するか、自宅待機にするかどうかどうすればよいかわからなかった。結局、避難できなかった。
3. 台風19号の様子の写真撮影



川越市

- ・ 2020年3月22日（日）
午後3時から4時30分
- ・ 調査場所：川越市
- ・ 川越市聴覚障害者会：2名（会長1名、役員1名）
- ・ 調査担当：小出真一郎
- ・ 調査報告：以下のとおり

★台風19号で川越市聴覚障害者協会会員が困ったこと

- ①避難所では市の職員の方々が懇切に対応してくださったが、アナウンスが聞こえないので、何かの配慮が必要と感じた。
- ②越辺川氾濫に関して、県道256号の通行止の情報が入らなかった。実際に行ってみて、初めて通行止めのことを知った。
- ③避難所に行った時、何をしたら良いのか。どこから情報もらうのか、不安になった。

★台風19号について川越市聴覚障害者協会の総括

台風19号で川越市の一部の地域、他東松山市等で供水被害が出た時は役員同士で情報交換をしながら、会員の安否確認を行い、埼聴協事務局と川越市障害者福祉課に報告しました。会員の中では避難所に避難した人も数名おられたようです。会員より、避難所の中では親切に対

応してくれたものの、目で見えてわかる情報の掲示がなかったこと、どこの避難所が開設されているのか、どこの道路が冠水して通行止めになっているのかの情報がほしい、といった声がありました。

○川越市へ要望すること

- ①避難所等で、アナウンス情報を目で見えてわかるよう掲示すること
- ②川越市防災メールでは、冠水の場所、通行止めの場所も知らせること
- ③帰宅困難者訓練では、前回同様、掲示板や一時滞在施設までのマップ配布はあったが、受付時から掲示・配布であったため、訓練の中で掲示・配布するように求めている必要があると思います。

○川聴協から会員へ

- ①川越市の防災メールの登録を勧める
川聴協公式LINEについて説明、登録を勧める

LINEで情報収集開始

16時 警戒レベル4

避難所についての情報提供

2019年10月13日（日）

7時30分 警戒レベル5



避難状況（避難所）

聴覚障害者	5名
手話サークル	5名
床上浸水	1件



坂戸市

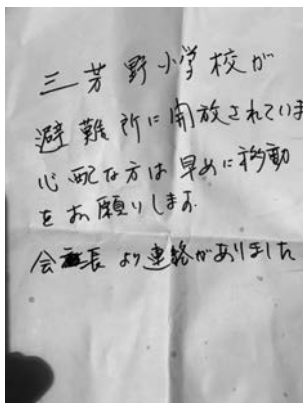
- ・ 2020年3月22日（日）
午後1時から3時
- ・ 調査場所：坂戸市
- ・ 坂戸市聴力障害者会：2名、坂戸手話サークル：2名
- ・ 調査担当：小出真一郎

◆調査報告

2019年10月12日（土）

午前 警戒レベル3

11時 坂戸市聴力障害者の会のグループ



<台風21号>

2019年10月25日（金）

11時50分 警戒レベル3

15時10分 警戒レベル4

避難状況（避難所）

聴覚障害者 2名

関東ろう連盟 ミニ災害学習会報告

報告者：関東ろう連盟 大石 欣也

日程：2021年1月16日（土）
13：10～13：30

場所：オンライン会議形式（Zoom）

出席：大石 上田 小出 増田 小椋 小佐野 荒井 唯藤 河原 田原 有馬 下城 堀米 有山 山田 宮田 平井 野添 三原 村杉 稲川 吹野

内容：ミニ講演・「千葉を襲った令和元年度の台風（15号・19号・21号）の脅威」
講師：増田 伸也氏（社会福祉法人 千葉県聴覚障害者協会 千葉聴覚障害者センター）

総括：関東ろう連盟として災害支援体制の新規構築スタートに向け、災害に関する学習会を開催した。本学習会では令和元年度における災害（台風）が多発した千葉県の増田理事に当時の支援状況も含めてお話しいただいた。

本学習会でのポイントとしては、想定外の災害が起きたという事実と災害に備える必要性の高さを痛感するお話があり、特に情報から取り残される場面が多くなると考えられる高齢の聴覚障害者やろう重複障害者などに対する支援体制や通常時の取り組みなどに工夫が必要であること。また、気象情報は現実と乖離する部分があり、安易な判

断は禁物であることなど、大変なことになる前に手を打てるような取り組みが必要であることを考えさせられました。

今後は被災後の生活再建への支援策などを協議できる体制を構築するとともに、関東各都県への情報提供や協同して被災地の支援を履行できるスキームを構築できるように学習と協議を重ねていきたい。

●講義パワポ資料より抜粋（以下の情報を10月10日に発信）

令和元年度 No.13
台風(15・19)にかかる情報⑤

今すぐ、準備行動要!!

3つの満タンを！

- 風呂の水：停電時、トイレの水も流すのに使えます。
- 携帯電話や予備バッテリー：携帯電話の充電器も準備してください。
- 車のガソリン：ガソリンスタンドに車の長行列、アルカリ電池の売り切れ騒ぎが起きているようです。

他にも…… 次の台風 19号がもう12日(土)と目前と迫ってきています！

- ブルーシートが飛ばされることを想定しての準備も！
- 窓の中で、裏返しにくいものにもブルーシートを掛けておこう。
- 冷蔵庫の冷凍室の中身はできるだけ空っぽにしよう。
- 冷凍室の中身の冷凍は必ず確認しておこう。
- 冷凍室の中身の解凍は必ず確認しておこう。
- 冷蔵庫の下にタオルを。

【問合せ・連絡先】
千葉県聴覚障害者協会 企画室：増田・関村 FAX：043-308-5562 TEL：043-308-6372



群馬県2019年台風19号の被災に関わる支援活動

一般社団法人群馬県聴覚障害者連盟において、台風19号の安否確認及び被災状況の情報収集を実施したところ、本県高崎市在住の聴覚障害者のご自宅が床下浸水の被災に遭ったことが判明したので、被災者への聞き取り調査を行った。

高崎市の被災者へ聞き取り

●被災者メモ

- ・ 60代夫婦（ともに聴覚障害者）2人暮らし。
- ・ 被災者は、過去2007年9月5日に発生した台風19号の際に自宅の前まで浸水、避難した経験あり。
- ・ 今回が2回目の避難である。避難解除後に自宅に戻った時点で床下浸水の被害に遭ったことを知る。

●被災時の様子

- ・ 過去に避難した際は、真夜中に消防団が自宅まで駆け付け避難するよう促された。今回は避難所が開所されたという情報（高崎市が配信している「安心ほっとメール」^{※1}）を得た時点で避難した。
- ・ 避難所についたときは一番乗りだった。受付のところで聴覚障害者を示す腕章^{※2}を受け取り、避難解除まで待機する。
- ・ 翌朝5時に避難解除を受けて帰宅したところ、床下浸水の被害を受けたことを知る。
- ・ 被災状況は下記の写真を参照。



水が引いた後の被災状況
（全体）



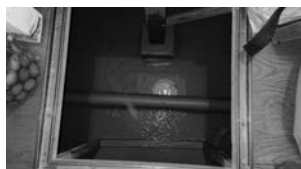
水が引いた後の被災状況
（家の前）



水が引いた後の被災状況
（家の周り）



後片付け（清掃）



床下の浸水状況（上、右）



●被災時を振り返って

- ・ 避難所では腕章をつけるだけでなく、スタッフからの配慮もあり、前回とは違って落ち着いて過ごすことができた。
- ・ 高崎市から、災害ボランティア派遣希望の確認FAXから罹災証明書の発行まで丁寧に対応していただき助かっている。

※1：安心ほっとメール

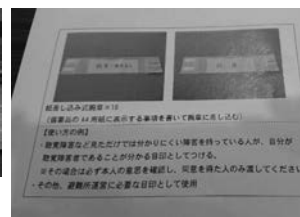
高崎市が実施している防災等のメール配信サービス。登録した市民に対して防犯や防災の緊急情報や観光等の情報を配信している。

※2：腕章

高崎市内の全ての指定避難所に、紙差し込み式の腕章が準備されている。聴覚障害者等の障害種類を記入し腕章に差し込んで貼ることで、スタッフや他の避難者に知ってもらおう。2015年にある地区の防災訓練に参加したろう協会の役員が区長に相談したことがきっかけ。（写真参照）



避難所の受付に置かれた腕章



腕章の使い方の説明

6 聴覚障害者災害救援中央本部（全日本ろうあ連盟理事会報告）

2020年3月理事会報告

1. 2019年度事業・会議等実施報告

(1) 連盟主催「第67回全国ろうあ者大会」 研究分科会「①防災」

日 程：2019年6月15日（土）

13：30～17：00

場 所：宮城県・仙台国際センター／参加者：400名

総 括：救援中央本部より石野委員長（パネリスト）、渡辺正夫副運営委員長（全通研／コーディネーター）、太田事業運営委員（総合司会）が出席しました。

冒頭で、宮城県聴覚障害者協会の小泉正壽会長より東日本大震災の経験とその教訓について、また消防庁防災情報室の田中雄章室長からはNet119等、緊急時・災害時の聴覚障害者等への情報伝達手段やシステムの現状について報告いただきました。その後、パネルディスカッションでは石野委員長より連盟の動向なども踏まえた報告の後、質疑・討議を行いました。特にフロアからはNet119に関する質問や、災害を経験しての聴覚障害当事者の立場の意見、盲ろう者への支援に関する課題も提起され、活発な議論となりました。

さらに取材に入った岡山放送株式会社より西日本豪雨に関する特集番組「手話が語る福祉」（手話通訳・字幕入り）の映像を提供いただき、分科会内で紹介しました。この映像のDVDは後に連盟加盟団体へ寄贈しました。

東日本大震災から8年が経過し災害が頻発している近年、聴覚障害者を取り巻く課題は人的支援の面を中心にまだ解決していません。今回の研究分科会を機に、緊急災害時の聴覚障害者への速やかな情報伝達、そして情報保障等の支援について課題解決を目指し、取り組んでいきます。

(2) 災害時の聴覚障害者に対する情報保障に関する学習会

日 程：2019年9月5日（木）

13：00～15：20

場 所：東京・障害者福祉会館

出 席：聴覚障害者災害救援中央本部：石野、久松、渡辺、小椋、太田、荒井、桐原、田中、山下、相川

厚労省：自立支援振興室 村山太郎、塩野勝明

総務省：地上放送課 納富史仁、畠山浩輝、大森美佳

消防庁：防災情報室 七條勇佑

気象庁：総務課広報室 長田泰典、松元誠・業務評価室 斉藤貞夫

企画課 野村竜一、大塚健太

地震火山部管理課 橋本徹、南木隼貴、上野貴史

内 容：①講演・「災害時の聴覚障害者に対する情報保障について」

講師：田中淳教授（東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター長）

②意見交換

総括：これまでの要望行動で、縦割り行政の影響から、各省の取り組みがお互いに見えていない状況がわかりました。この状況を打破するため、各省を一堂に集め、各省の動きを把握し、質疑をその場で行い、課題を共有できるように、意見交換会を開催しました。学習会として、聴覚障害者の情報保障に造詣のある東京大学の田中淳教授を迎え、自然災害等の発生から被災に遭った聴覚障害者の生活再建に至るまで、切れ目のない情報保障とはどうあるべきかをテーマにミニ講演を行いました。これをふまえ、各省庁における様々な課題を情報共有し、有意義な意見交換となりました。今後も省庁間を超えた取り組みが可能となるよう、学習会を継続してまいります。

(3) 運営委員会の開催（2回開催）

出席：運営委員：石野・久松（連盟）、渡辺・桐原（全通研）、小椋・田中・渡部（士協会）

事業担当委員：荒井・太田（連盟）、相川（全通研）、加藤・山下（士協会）

総括：9月5日（木）の学習会・意見交換をふまえ、要望点を整理し、九州北部豪雨の被災地視察について協議し、基金カンパの強化を確認しました。また台風19号の被災により、日本財団から助成を受け支援活動を行うことが決定し、視察報告による現状把握、生協助成で開催する全国ろう者等防災対策会議について協議しました。

(4) 各事業担当者会議

①東日本支援班（2回開催）

東日本大震災は2021年で10年目になります。現在まで「中平基金」を利用し、現地の状

況やアンケート調査を行ってきましたが、ここ数年は、現地との日程があわなかったため現地への訪問や、アンケートについては行っていません。10年目を区切りに「東日本大震災を支援して」（案）の報告書作成について協議しました。また区切りとして、東日本支援班の活動終了を視野に中央本部の組織編制変更を検討します。

②地域災害支援班（3回開催）

「災害救援地域本部ML」の登録を引き続き呼びかけ、「災害救援地域本部ML」の活用、ならびに既存の行事で災害に係わる取り組みについての情報交換を行います。

ブロック別災害時救援体制づくりに関して、九州ブロックの取り組みを情報提供施設協議会ブロック会議で情報共有しました。引き続き情報提供施設協議会と協議の場を持ちます。

生協助成事業で啓発用リーフレットの作成に着手することになりました。

(5) 会計監査

2019年4月に三日間、各構成団体の担当監事が監査しました。

(6) 要望行動

10月10日（木）、今井政務官より災害時の聴覚障害者の情報保障支援について話を聞かせてほしいとの要望を受け、連盟の久松事務局長と士協会の川根理事が伺いました。話の中で、大臣宛ての要望書を作成することとなり、11月22日（金）、武田内閣府特命担当大臣（防災）との面談（石野運営委員長、久松事務局長）で、要望書を手渡しました。

(7) 災害支援活動

震度5強以上の地震や台風等の発生の都度、該当地域の地域本部に確認を入れ、状況を把握しました。

①九州北部豪雨における現地視察（佐賀）

2019年9月12日（木）／視察者：太田

②臨時運営委員会の開催

日程：2019年10月18日（金）

13:00～15:30

場 所：連盟事務所会議室

出 席：聴覚障害者災害救援中央本部：石野・久松・渡辺・小椋・田中・荒井・太田・相川

手話を広める知事の会：鳥取県障がい福祉課 社会参加推進室 室長 太田次郎

全国聴覚障害者情報提供施設協議会 事務局長 加藤貴雄

総 括：台風15号及び19号による被害の甚大さを鑑み、緊急に臨時運営委員会を開催、ろう者等被災者支援について協議しました。特に台風19号で被害の大きかった宮城県、福島県、長野県に対し、厚労省、日本財団へ支援のお願いをするとともに、全国聴覚障害者情報提供施設協議会と連携を図り、各ブロックの災害支援体制の確認を行いました。また、手話を広める知事の会からは総会で承認された「緊急提案」に基づき、鳥取県から宮城県へ手話通訳者・要約筆記者・ろうあ者相談員を派遣する等の取組報告がありました。

③台風19号における現地との協議・視察／対応：久松・事務局

- 1) 2019年10月22日（火・祝）関東ブロックと協議
- 2) 2019年10月30日（水）千葉県本部と協議
- 3) 2019年11月2日（土）宮城県丸森町・角田町
- 4) 2019年11月7日（木）福島県・伊達市・郡山市
- 5) 2020年1月16日（木）福島県いわき市

④台風19号の被災に対する支援情報の提供

台風19号等の被災支援のため、日本財団「令和元年台風19号等の被害に関わる活動支援」の助成情報と、厚生労働省特別事業「被災高齢者等把握事業」の情報を、被災地域本部へ提供しました。地域本部からの申請が無事通り、助

成等を受けて活動しています。

⑤要望書の提出（全日本ろうあ連盟）

- ・2019年5月10日（金） 宮崎沖地震
- ・2019年8月15日（木） 台風10号
- ・2019年8月28日（水） 九州北部豪雨
：気象庁、NHK、民放連へ「聴覚障害者への情報保障について」要望を提出
→各要望書に対し、NHKより書面にて回答がありました（連盟ホームページへ掲載）。
- ・2019年6月18日（火） 山形県沖地震
：内閣官房、気象庁、NHK、民放連へ「聴覚障害者への情報保障について」緊急要望を提出
- ・内閣官房より電話にて連絡がありました。
「テレビ放送において手話通訳者も話者とともに映るように、テレビ放送各社と一緒に対策を講じてください。」について
→テレビ放送については放送法*により、内閣官房がテレビ局に対して何か言うことはできない。放送に関わる部分は所轄の総務省と各放送局へ要望してほしい。

※参考 放送法 第三条（放送番組編集の自由）

放送番組は、法律に定める権限に基づく場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（8）気象庁関連

①緊急記者会見への手話通訳配置について

- ・2019年7月1日（月）から24時間体制で試行的に手話通訳者の配置を開始しました。
- ・今後本格運用になった場合の会見の改善につなげるためにも、手話通訳配置による効果の検証方法について相談を受け、連盟加盟団体の一部にアンケートを実施しました。現在気象庁にて集計中です。

②気象庁「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」（3回開催）

- ・海水浴場等にいる聴覚障害者に、津波警報等を視覚的に情報伝達するため、すで

に一部の自治体が導入している伝達方法（旗、灯光等）も踏まえつつ、気象業務法の改正を視野にいれ検討しています。

- ・連盟の立場で荒井委員の派遣の他、海上での視覚的伝達の有効性の検証（場所：横浜・協力：神奈川県聴覚障害者連盟）、当事者アンケート実施に協力しました。

（9）マーシーリリーフ財団の視察

2018年7月の西日本豪雨被災地に対し、JDFを通して支援をいただいたマーシーリリーフ財団の視察がありました。下記2カ所とも来訪者の時間の都合で被災地には赴かず、地域本部からの報告のみとなりました。

- ・2019年5月28日（火）広島県ろうあ連盟事務所にて、広島県地域本部が対応
- ・2019年5月29日（水）愛媛県聴覚障害者協会事務所にて、愛媛県地域本部が対応

（10）鳥取県と徳島県の「災害時におけるきこえない・きこえにくい人の支援連携協定」締結式

日 程：2019年10月18日（金）
9：45～10：15

場 所：衆議院第一議員会館

総 括：今井絵理子内閣府政務官、デフリンピック支援ワーキングチーム事務局長の馳浩議員同席のもと、鳥取県と徳島県による災害時におけるきこえない・きこえにくい人の支援連携協定が結ばれました。

（11）講師幹旋

- ①災害時視聴覚障害者支援リーダー養成講座

（主催：国際障害者交流センター（ビッグ・アイ））

大阪会場：日時：2019年8月1日（木）
10：00～17：30

場 所：国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）研修室

横浜会場：日時：2019年9月3日（火）
10：00～17：30

場 所：障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール 大会議室

派遣者：太田

- ②「聴覚障がい者災害時対策本部としての役割について～全日本ろうあ連盟 聴覚障がい者災害救援中央本部との連携について～」

日 時：2019年9月7日（土）
10：00～15：30

場 所：徳島県立障がい者交流プラザ 3階 研修室

派遣者：荒井

- ③静岡県聴覚障害者防災フォーラム「聴覚障害と防災」

日 時：2019年11月24日（日）
13：30～14：45

場 所：静岡県・浜松市浜北文化センター 3階 大会議室

派遣者：荒井

（12）寄稿等

- ①手話通訳問題研究149号への寄稿
「聴覚障害者災害救援中央本部の取り組み」～気象庁の緊急記者会見で初の手話通訳導入の経過と課題～（荒井事業担当委員）
- ②気象庁刊行物「気象行政はいま2020」コラム執筆予定（荒井事業担当委員）

2. 2020年度事業計画

（1）運営委員会の開催

第1回 2020年9月24日（木）
15：30～17：00 *学習会に併催
第2回 2020年12月

（2）各行政との学習会・意見交換会の開催

日 時：2020年9月24日（木）
13：00～15：00
対象者：聴覚障害者災害救援中央本部委員

(3) 全国ろう者等防災対策会議の開催(1泊2日)

日 程：2020年12月26日(土)・27日(日)

会 場：岡山

対象者：各地域本部

(4) 事業担当者会議の開催

① 東日本支援班

・ 会議 5回開催予定

・ 総括報告書の作成・発行

② 地域災害支援班

・ 「災害救援地域本部ML」の登録呼びかけ、
具体的活用の検討、既存の行事で災害に
係わる取り組みについての情報交換

・ ブロック別災害時救援体制づくりに関し
て、引き続き情報提供施設協議会と協議

・ 啓発用リーフレットの作成

2021年3月理事会報告

1. 2020年度事業・会議等実施報告

(1) 運営委員会の開催(1回開催)

日 時：2021年2月17日(水)

13:00～15:00

場 所：オンライン

出 席：運営委員：石野・倉野(連盟)、渡辺・
桐原(全通研)、小椋・渡部(士協会)
事業担当委員：有山・長谷川(連盟)、
曾我部(全通研)、森川(士協会)

総 括：2月13日(土)に発生した福島県沖
地震について被災状況の報告があ
りました。幸い、人的被害の報告は
ないものの一部確認中の部分もあ
るため、詳細を把握したうえで対応
を協議することになりました。

また、2021年度の救援中央本部及
び東日本支援班、地域災害支援班の
活動を確認しました。

コロナ禍で集合が難しいことをふ
まえて、全国ろう者等防災対策会議
は評議員会の場を活用して、オンラ
インで開催することを確認しまし
た。

(2) 各事業担当者会議

① 東日本支援班(オンライン：1回開催)

東日本大震災は2021年で10年目になりま
す。現在まで「中平基金」を利用し、現地の状
況やアンケート調査や分析を進めてきました

が、10年目を区切りに「東日本大震災支援の
記録集」(案)の報告書作成について協議しま
した。また区切りとして、東日本支援班の活動
終了を視野に中央本部の組織編制変更を検討し
ます。

② 地域災害支援班(オンライン：1回開催)

「災害救援地域本部ML」の登録を引き続き
呼びかけ、「災害救援地域本部ML」の活用、な
らびに既存の行事で災害に係わる取り組みにつ
いての情報交換を行います。また、今までの課
題となっていた「災害時のブロック支援体制の
検討」について意見交換を行いました。地域本
部では加入支部の構成がまちまちであり、ブ
ロック単位の災害対策本部がないため、現時点
ではブロックへの指導等は難しいことから、『聴
覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル』
といったマニュアルの再検討から進めることを
確認しました。

(3) 災害支援活動

震度5強以上の地震や台風等の発生の都度、
該当地域の地域本部に確認を入れ、状況を把握
しました。

○要望書の提出(連盟)

① 2020年7月8日(水) 九州・東北 豪雨

2020年7月九州豪雨では、特に熊本県球磨
川の氾濫により、(一財)熊本県ろう者福祉協
会が、聴覚障害者やその関係者の支援の為「熊

本県聴覚障害者災害救援対策本部」を立ち上げ、支援金のお願いを呼びかけたところ、全国各地から約117万円が集まりました。

NHK、民放連へ「記者会見の手話言語による情報配信について」要望を提出しました。

本部の要望書に対し、NHKより書面にて回答がありました（連盟ホームページへ掲載）。

②2021年1月7日（木） 北陸～東北 大雪

大雪により、災害救助法の適用を受けた4県19市2町1村を中心に、北信越ブロック、東北ブロックの各県においてきこえない人等の被災がないことを確認しました。

③2021年2月13日（土） 福島県沖地震

最大震度6強を記録した福島県、宮城県を中心とする東北ブロック、及び関東ブロックにおいて、きこえない人等の被災がないことを確認しました。

また2月14日（日）に一般社団法人日本民間放送連盟「きこえない・きこえにくい人への情報保障について（緊急要望）」を提出しました。

（4）災害救援基金

災害救援基金は2018年より恒常的にカンパを受け付けています。加盟団体、関係者の皆様を中心にカンパにご協力をいただいております。2020年度は約146万円（2021年1月31日（日）現在）の入金がありました。現在の基金額は約410万円程度となっており、今後起こりうる災害支援のためには更に基金を集める必要があります。救援中央本部においても財務担当、地域災害支援班を中心に対応策を検討しつつ、呼びかけを強化していきます。

（5）気象庁

①緊急記者会見での手話言語通訳付与

気象庁緊急記者会見への手話言語通訳については、試行実績を重ね、2020年度に本格実施となりました。しかし、質疑応答が始まると通訳終了となるため、「質疑応答も通訳を続けてほしい」といった要望が出されています。きこえない、きこえにくい人たちの命を守るため改善を求めています。

②「津波フラッグ」の運用開始と取り組み

連盟理事が「津波警報等の視覚による伝達のあり方検討会」の委員として参画し策定された「津波フラッグ」について、関連法令の規定の改正とともに、2020年6月24日（水）より導入・運用が始まりました。規定において「津波フラッグ」を各自治体において導入することについては義務ではありませんが、2020年9月時点で導入済みの自治体が全国で40自治体となっております。

さらに促進を図るため、2020年11月6日（金）付にて、全国知事会、全国市長会、全国町村会、全国都道府県議会議長会、全国市議会議長会、全国町村議会議長会の6カ所へ要望書を提出しました。

また、12月には気象庁と公益財団法人日本ライフセービング協会が導入働きかけの連携強化のための協定を締結し、各地域のライフセービング団体と気象台が連携して自治体に津波フラッグの導入を働きかけていく方向となりました。この情報を加盟団体へ情報提供のうえ、先方より働きかけの相談があった際には可能な範囲で協力をいただけるようお願いしました。

（6）講師幹旋

①災害時視聴覚障害者支援リーダー養成講座

（主催：国際障害者交流センター（ビッグ・アイ））

日 時：2020年8月17日（月）

10：00～17：30（オンライン）

大阪会場

場 所：国際障害者交流センター（ビッグ・アイ）研修室

出席者：嶋本

（7）その他

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、上半期は聴覚障害者災害救援中央本部会議や全国防災会議の開催等が中止となりました。

田中手帳株式会社より、災害時に使用するコミュニケーションハンドブック「コミュック」500部を寄贈いただき、九州ブロックを中心に

配布しました。

長野県聴覚障害者協会を通して(一財)消防防災科学センター研究雑誌『地域防災データ総覧』から執筆依頼があり、台風19号における聴覚障害者への支援活動について寄稿しました。

他、厚労省「被災高齢者等把握事業」の啓発普及、被害状況やニーズ把握については日本財団「令和元年豪雨・台風被害に関わる支援活動」助成による支援(2021年3月までの事業延長)、全国防災会議および啓発用リーフレットの作成については、生協「ろう者等の防災・支援体制検討・啓発事業」助成による支援(2021年9

月までの事業延長)を受けています。

2021年3月11日(木)、東日本大震災発生から10年の節目に、マスコミ各社で障害者への防災アンケートの動きがありました。日本障害フォーラム(JDF)を通じて、JDF、NHK共同アンケート、及び共同通信社の防災アンケートの依頼があり、加盟団体へ協力をお願いしました。

(8) 会計監査

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、2020年4月に各構成団体の担当監事により郵送による監査を実施しました。

2. 2021年度事業計画

(1) 運営委員会の開催

- 第1回 2021年7月～8月頃
- 第2回 2022年2月

(2) 各行政との中央交渉等

- 日時: 2021年8～9月頃を予定
- 対象者: 聴覚障害者災害救援中央本部委員
- 内容: 災害への取り組みについて各官公庁と交渉します。
(例: アイドラゴン4の避難所への設置等)

(3) 全国ろう者等防災対策会議の開催(オンライン)

- 日程: 2021年6月で調整
- 対象者: 各地域本部

(4) 事業担当者会議の開催

- ①東日本支援班
 - ・会議 3回開催予定
 - リーフレットの内容確認

聴覚障害者災害救援中央対策本部で作成したリーフレットについて内容見直しと、普及方法を確認の上、再度普及活動を行います。

- 東日本大震災10年目の記録として「報告書」を発行します。

今回新たに出てきた「コロナ禍の中での災害支援」なども検討して提言していきます。

- ・進行スケジュールの再設定

2021年7月に課題整理とまとめを行い、7月末に班会議。さらに9月に班会議と版下作成(必要に応じてWeb会議を開く)。10月から印刷に入り、12月に発行予定です。

②地域災害支援班

- 引き続き救援地域本部MLの登録への呼びかけを行います。

- 『聴覚障害者 災害時初動・安否確認マニュアル』(平成23年厚生労働省委託事業)の再検討を行います。

7 日本聴力障害新聞記事

2019年11月1日（第839号）掲載記事



被害の大きかった長野県では、避難所に聴覚障害者がいないため現時点では不要との回答がありました。が、県の聴覚障害者情報提供施設のある建物（サンアップル）の1階が浸水・停電で通信環境を失ったため、通信できるタブレット端末2台を貸し出しました。宮城県には10月中の数日間、手話通訳者等を2人派遣す

る鳥取県は翌日の10月16日、2011年の東日本大震災以来となる災害復興支援本部を立ち上げ、台風19号の被災地の都道府県に情報保障に関する要望の確認を行いました。

「手話を広める知事の会（以下、知事の会…会長＝鳥取県の平井伸治知事）」は10月15日、衆議院第一議員会館（東京）で総会と手話言語フォーラム（全日本ろうあ連盟共催）を開催。

行政の方や10数人の国会議員、加盟団体代表者、手話関係者ら約200人が参加しました（詳細記事12面）。総会では知事の会が連盟と共同の緊急提案を発表。台風19号の被災地の都道府

県の聴覚障害者協会と協働して避難所への手話通訳者・要約筆記者等の派遣支援を行うことを提案し、会員の承認を得ました。

知事の会の事務局を担当する鳥取県は翌日の10月16日、2011年の東日本大震災以来となる災害復興支援本部を立ち上げ、台風19号の被災地の都道府県に情報保障に関する要望の確認を行いました。

等には、避難した高齢者、障害者等の避難行動要支援者の積極的な受け入れと他施設の職員の応援確保を行うなど十分な対応を講じるよう要請しました。

手話を広める知事の会

総会で
緊急提案

被災地への支援の整備へ！

10月12日に日本列島を襲った台風19号により数県で堤防が決壊、河川が氾濫、80数人が亡くなる他、多くの住宅が浸水、交通のマヒや、ライフラインに支障を来すなど、甚大な被災が広がりました（詳細記事5面掲載）。その3日後の10月15日、関係者は各種の催しの冒頭で犠牲になられた方に哀悼の意を表し、黙祷。一致結束して被災地の支援を進めていくことを誓いました。

ることを決めました。

等には、避難した高齢者、障

全国初の協定

県相互の応援支援体制へ

10月15日、徳島県と鳥取県の関係3団体は、「災害時におけるきこえない・きこえにくい人の支援連携協定」の締結式を衆議院第一議員会館で執り行いました。大規模災害で当事者が孤立しないよう手話通訳者等の相互派遣体制の整備を鳥取県聴覚障害者協会が提案したもので、全国初の協定です。

鳥取協会の下垣彰則理事長と徳島県の手話通訳等の派遣を担っている徳島県社会福祉事業団の小谷敏弘理事長、徳島県聴覚障害者福祉協会の平光江理事長が両県の知事の立ち会いの下、3通の協定書に署名。両県の協会理事長は「応援体制を確立させて、様々な団体との連携で安心した生活につながるようにしたい」と感謝の意を述べました。今後、災害発生時に支援者を相互派遣する他、手話通訳

の研修等を行う予定です。

なお、両県は2004年に災害対策の協定を締結しており、16年の熊本地震を教訓に、同年9月に条件を追加して協定を拡充しています。徳島県の飯泉嘉門知事は、「近年発生している

協定書に署名した下垣理事長、平理事長、小谷理事長（右端から順に）



災害により避難生活は深刻。今回の協定がモデル事業になり、当事者への支援が広がることを期待したい」とあいさつし、鳥取県

の平井伸治知事も「知事の会としても、このような連携を全国に広め、各地に手話通訳を派遣できるようにしたい」と述べました。

災害救援中央本部臨時の会議を開催

聴覚障害者災害救援中央本部はこの度の災害への対策を講じるため臨時中央本部会議を10月18日、全日本ろうあ連盟本部事務所で開催。共同提言を行ったこともあり、知事の会の事務局を担当する鳥取県の職員も一緒になって、台風19号への対応や、ろう者等被災者支援について討議しました。

台風からの備えを！

全国各地の被災情報

10月12日の台風19号により堤防の決壊、河川の氾濫等で甚大な被災が出ています。10月18日現在把握している情報をお知らせします。（関連記事：本紙1面）

福島県

8戸のろう者宅が被災。うち、半分の4戸が床上浸水とということです。

長野県

千曲川の氾濫で2200軒以上の家が床上浸水しています。近くに住むろう者Aさんは水の流れの速さから異常に気づき、車で水の中を浮かぶようにして移動。辛うじて丘の上にある避難所にとど

り

着きました。家は2m50cmの水没。中のは全て処分し、引っ越しを考えています。千曲川近くにある長野県聴覚障がい者情報センターも被災。停電により通信手段が

マヒしたため、松本市に対策本部を設置して情報発信を行っています。なお、県内放送局の災害を伝えるニュース番組には、字幕がなく、長野県聴覚障害者協会は「緊急時は、せめて、アナウンサーの隣に手話通訳が立つようにしてほしい」と要望していま

千葉県

千葉県聴覚障害者協会は台風19号の接近に伴い、備えに関する情報を載せた「事務局NEWS」を各市協会や購

読者に送り、周知をお願いしました。①車のガソリンを満タンに。②携帯のフル充電や予備バッテリーの用意を。③風呂の桶に水を一杯にしての

厚労省

「きめ細かな支援を」

厚生労働省は、政府が被災者生活支援チームを設置したことを受けて、省内にも独自に同じような支援チームを設置し、被災者のライフラインの確保や生活再建などをきめ細かく支援していく方針を示しました。

保存を。また、9月10日の台風15号の被災経験を教訓にして9月22日に県内で開催した「手話を考えるフォーラム」の全体会で、次の内容のチラシを配布しました。①被災した聴覚障害者の行政への相談や町内会とのやりとりには必ず通訳を②破損修復で業者依頼するときは必ず通訳や相談員を（災害に便乗した詐欺防止）③災害状況の写真や動画の提供のお願いなど。

各地の

被災支援続く

前号既報の通り、「手話を広める知事の会」事務局を担当する鳥取県は、10月の台風19号による被災県に手話言語通訳者や相談支援専門員などを派遣しました。

■宮城県

宮城県に10月21日から25日に鳥取県聴覚障害者協会職員2人（手話言語通訳者と相談支援専門員）と県職員1人を派遣。県内の避難所を回って聴覚障害者の避難状況を確認したり、在宅の聴覚障害者と面談し、被害状況の聞き取り等を行い

ました。

■長野県

長野県には、10月28日から11月1日までと、11月6日から11月10日までの2回、派遣を行いました。避難所に避難した聴覚障害者の仮設住宅への入居・申し込みの手続きや自宅の整理など支援をし、在宅の聴覚

障害者と面談し、被害状況の聞き取り等を行いました。長野県と長野県聴覚障がい者情報センター等が現状を把握した上で、地元との協会や自治体も協力して鳥取県が支援活動を実施しました。

各地の支援状況

長野県で避難したろう者は10月20日に避難所を訪れた県情報センター職員に、着替え用の服の配給に気づ

けなかったこと、長野市への手続きに手話通訳がなくて困ったことなどを相談しました。その後には笑顔をとり戻せたようです。同月24日、県聴覚障がい者情報センターと県聴覚障害者の通信機能が復旧しました。

千葉県では、台風の接近前の10月11日、相談員とうへルパーが県最南部の館山に住む、ろう高齢者を説得して、避難所に移動させました。10月25日の記録的短時間大雨も含めて、今の

ところ人的被災はなく、
現在、その他の被害の有無
を確認しているとのことだ
す。

8 資料

(聴覚障害者災害救援中央本部ホームページより引用)

聴覚障害者災害救援中央本部 2019年度臨時中央本部会議を開催（2019年10月18日）

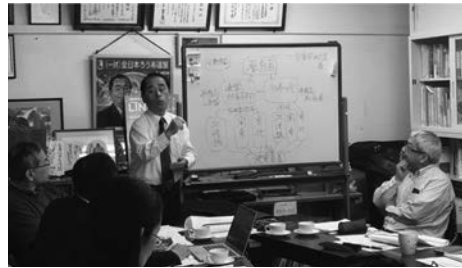
2019年10月18日、聴覚障害者災害救援中央本部は2019年度臨時中央本部会議を開催し、台風19号への対応及びろう者等被災者支援について協議しました。

現在、北信越をはじめ、関東、東北では各ブロック災害救援本部を立ち上げております。

また、2019年10月15日、今井絵理子内閣府政務官、デフリンピック支援ワーキングチーム事務局長 馳浩議員同席のもと、鳥取県と徳島県による「災害時におけるきこえない・きこえにくい人の支援連携協定」締結式が行われました。

手話を広める知事の会は総会で承認された「緊急提案（PDF）」に基づき、本日、鳥取県から宮城県へ手話通訳者等を派遣しております。

これらの救援活動を支える為にも、「聴覚障害者災害救援基金」へのご協力をよろしくお願いします。



臨時中央本部会議

- ・ [聴覚障害者災害救援基金](#)
- ・ [福島県聴覚障害者災害救援本部より](#)（YouTube動画）
- ・ [長野県聴覚障がい者情報センターより](#)（長野県聴覚障がい者情報センター公式サイト）
- ・ [「災害時におけるきこえない・きこえにくい人の支援連携協定」締結式（2019年10月15日）](#)（鳥取県公式サイト）
- ・ [緊急提案：台風19号の被災地の避難所への手話通訳者・要約筆記者等の派遣について（PDF）](#)



締結式



今井絵理子内閣府政務官



デフリンピック支援ワーキングチーム事務局長 馳浩議員

内閣府特命担当大臣へ「災害等緊急時における聴覚障害者への情報保障に関する要望書」を提出

2019年11月22日、石野富志三郎理事長と久松三二事務局長が、武田良太 内閣府特命担当大臣（防災）に対し、「災害等緊急時における聴覚障害者への情報保障に関する要望書」を提出しました。

武田大臣は、災害時における緊急記者会見において、テレビやインターネット上で放送される際、放送事業者の都合で手話言語通訳者がカット（フレームアウト）されないよう、すべての放送事業者に働きかけることを約束してくださいました。また、災害時は高齢者と障害者の支援が後回しになりがちである為、個別サポートの仕組み、ノウハウを持った専門家の派遣の継続性を要請しました。近日中に、災害時の障害者等への情報伝達の在り方を検討するワーキンググループが立ち上がる予定とのことです。



連本第190553号

2019年11月22日

内閣府特命担当大臣（防災）

武田 良太 様

一般財団法人全日本ろうあ連盟

理事長 石野 富志三郎

災害等緊急時における聴覚障害者への情報保障に関する要望

厚生労働省

- 1 ろう者、難聴者、中途失聴者（以下、ろう者等）の情報を保障する手話言語通訳者及び要約筆記者（以下、情報保障者）について、全自治体で設置できるよう、設置の拡大・促進する施策を図ってください。

情報保障者は、ろう者等の社会生活にとって無くてはならないものであり、また災害のような非常時は優先的にろう者等に十分な情報を提供できる体制を整えるよう、全自治体に指導してください。

- 2 被災地における被災者のニーズは災害初動期と復興期では異なります。災害発生後、復興の時期も含め長期的に支援できるよう、被災地に対して十分な情報保障者やろうあ者相談員の設置を行ってください。

被災したろう者等は周囲とのコミュニケーションが円滑に取れず、孤立した状態になることが多くあります。その心のケアや、生活再建のためには情報保障者やろうあ者相談員の設置は不可欠です。

- 3 現在、災害救助法による被災県以外からの情報保障者やろうあ者相談員等支援者の公的派遣の派遣範囲は、公的機関、避難所の要援護者用窓口、福祉避難所の受付に限定されています。最近の台風、豪雨等の災害時にはライフラインが止まった自宅にとどまり、必要な情報も無く、窓口や避難所に出向くことのできないろう者等の被災者もいます。

法改正も含めて派遣範囲を拡大し、要支援者の個人宅の訪問や聞き取り調査への同行にも適用できる等、派遣の範囲が限定されないようにしてください。

- 4 災害時にろう者等支援の拠点となる「聴覚障害者情報提供施設」を全ての都道府県・政令指定都市に設置し、福祉避難所の指定などを含めて災害時に即時に対応できるような体制づくりを進めてください。

「聴覚障害者情報提供施設」の役割として、防災への啓発や訓練、災害時の情報発信、避難所等への情報保障者や、ろう者支援員等の派遣を担えるように、必要な法整備と予算化を図ってください。

消防庁

- 5 災害・有事関連情報は防災無線等だけでなく、視覚的にろう者等にも伝わるように各自治体（市町村）で整備してください。

- ①屋内：防災無線や緊急放送を文字で受信できる機器（文字表示装置付き個別受信機等）の設置やタブレット型端末での受信システムの整備
- ②公共施設等：ろう者等へ文字や視覚情報による対応を周知すること
- ③街頭無線：光や文字で緊急時やその音声情報を視覚的に知らせる装置の整備（文字表示装置付き屋外拡声子局等）

総務省・地上放送課

- 6 全ての災害関連テレビ番組に「手話言語」と「字幕」を付与してください。

NHK・民放各局、またキー局だけではなくローカル局（NHK地方局も含む）全てが対象です、被災時はろう者等にとって視覚情報が瞬時に得られるテレビが重要な情報源になります。居住する地域や放送局によって、テレビから得られる「情報格差」が生じないよう、各テレビ局に指針を出す等、必要な施策を講じてください。

- 7 障害者放送通信機構の「目で聴くテレビ」（アイ・ドラゴンのIPTVを利用した放送）では、災害発生時にろう者等の命や生活を守るために自発的に手話言語通訳者・字幕付きで放送しております。この緊急放送の場合は、手話言語通訳をすぐ手配する、字幕を即付けるなどの対応に費用負担が発生しています。この費用について助成してください。

内閣府

- 8 役所等の公的機関や災害時の一般避難所における備品のガイドラインに、手話言語・字幕付き放送「目で聴くテレビ」が視聴できる「アイ・ドラゴン」（聴覚障害者専用情報受信装置）を設置してください。また、福祉避難所対象となる全ての施設に「アイ・ドラゴン」を設置し、それに係る設置工事費や受信料等の補助の予算化をしてください。

内閣府・各省庁

- 9 緊急・定例にかかわらず、首相官邸や各省庁が実施する会見においては、必ず手話言語通訳者を配置してください。会見がテレビやインターネット上で放送される際、放送事業者の都合で手話言語通訳者がカット（フレームアウト）されないよう、発表者のすぐ近くに手話言語通訳者の立ち位置を設定してください。また、放送事業者にも手話言語通訳を付与した状態で放送するよう、働きかけてください。

聴覚障害者災害救援基金 呼びかけチラシ

<https://www.jfd.or.jp/info/2019/20190910-saigai-chirashi.pdf>



■長野県聴覚障害者災害支援対策本部のページ

<https://www.nagano-choujou.com/>



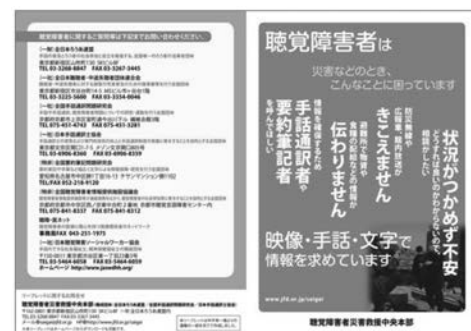
■福島県聴覚障害者災害救援本部のページ

<https://www.normanet.ne.jp/~deaffuku/>



■災害時・聴覚障害者への支援のためのリーフレット

<https://www.jfd.or.jp/info/saigai/p013/p013-leaflet.pdf>



＜参考＞記者会見の様子

※注：本画像は、気象庁内の資料用に撮影したもので、テレビ局の中継映像ではありません。



10月9日 台風第19号の今後の見通し



10月28日 口永良部島の噴火警戒レベル3発表

※ アメリカのフロリダ州リック・スコット知事によるハリケーン「イルマ」の緊急会見風景の動画を紹介します。

<https://youtu.be/wGWtTRYSlEU>



九州等の大雨に係る厚生労働省よりの通達文書

2020年7月4日、九州等の大雨に係る災害時のろう者等への配慮、情報保障等について、厚生労働省より、各都道府県あてに以下の連絡がなされていますので情報提供致します。

1) 令和2年4月30日 被災高齢者等把握事業実施要綱

- ・【概要資料】 R2以降の被災高齢者等の把握事業（PDF） 資料 1

※この事業について

- ・災害救助法の適用となった都道府県、指定都市、中核市、または市区町村から申請することができます。
- ・在宅で被災しているろう者等を訪問、支援する際に、手話言語通訳者、ろうあ者相談員等の帯同が可能になります。

2) 災害により被災した要援護障害者等への対応について（PDF）（P50 参照） 資料 2

福島県沖を震源とする地震に係る厚生労働省よりの通達文書

2021年2月13日に発生した福島県沖を震源とする地震に関し、災害救助法に基づき、厚生労働省より以下の通達がありましたので情報提供致します。

資料2

- 1) 災害により被災した要援護障害者等への対応について（厚生労働省→福島県宛：PDF）
 - ・事務連絡別添1（平成27年1月15日）及び2（平成28年10月24日）（上記PDFに含まれます）

資料3

- 2) 避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について（厚生労働省→福島県宛：PDF）

障 発 0430 第 4 号
老 発 0430 第 2 号
令 和 2 年 4 月 30 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中 核 市 市 長

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長
厚 生 労 働 省 老 健 局 長
(公 印 省 略)

被災高齢者等把握事業の実施について

標記の事業実施については、別紙「被災高齢者等把握事業実施要綱」により行うこととされ、令和2年4月1日から適用することとされたので通知する。

- イ 必要に応じた関係支援機関へのつなぎの実施
ウ 個別訪問に基づく専門的な生活支援等の助言の実施
エ その他被災者の状態悪化の防止を図るため、被災高齢者等の把握と一体的に行うことが効果的な取組として実施主体が必要と認めた事業

(3) 留意事項

- ア 個人情報の取扱い
本事業の実施に携わる職員は、利用者のプライバシーの保持に十分配慮するとともに、個人情報の適切な管理に十分配慮し、事業の実施に携わる職員が業務上知り得た秘密を漏らさないよう、関係者への周知徹底を図るなどの対策を適切に行うこと。
- イ 実施状況に関するデータの整理
本事業による政策効果を検証するため、個別訪問による現状把握等による被災者支援の実施状況に関するデータを整理しておくこと。
- ウ 本事業に係る補助金の使途
本事業は、状態の悪化が懸念される高齢者をはじめとする在宅被災者に対して支援の届かない被災者をつくらないことを目的として実施する事業であることから、被災者以外を対象とする一般施策とは経理を厳格に区分し、本事業に係る補助金を当該一般施策に流用することのないようにすること。
- エ 次に掲げる事業及び経費は、本事業の対象とはしない。
(ア) 災害発生以前から実施している事業及び災害救助法（昭和22年10月18日法律第118号）の適用を受けていない市区町村の区域において実施する事業
(イ) 民間団体の協力を受けて行政職員が直接実施する事業
(ウ) 災害救助費の支出対象となる事業
(エ) 他の国庫負担（補助）制度により、現に当該事業の経費の一部を負擔し、又は補助している事業
(オ) 都道府県又は市区町村が独自に個人に金銭給付を行い、又は利用者負担を直接的に軽減する事業
(カ) 土地の買収又は整地等個人の資産を形成する事業

- オ その他
実施主体においては、本事業が災害発生時より概ね3か月以内の間で集中的に行う事業であることを見据えつつ、既存の一般施策への移行を含めた対応を検討し、本事業の効率的かつ効果的な事業実施に努めること。

被災高齢者等把握事業実施要綱 別 紙

- 1 目的
地震、台風及び豪雨等の自然災害における被災者の孤立防止等のため、被災生活により状態の悪化が懸念される在宅高齢者等に対して、個別訪問等による早期の状態把握、必要な支援の提供へのつなぎ等、支援の届かない被災者をつくらない取組を一定期間、集中的に実施することを目的とする。

- 2 被災高齢者等の把握事業
(1) 実施主体
本事業の実施主体は、次のいずれかによるものとする。

- ア 直接補助として行う場合
この場合の実施主体は、災害救助法の適用を受けた都道府県、指定都市、中核市（以下「被災都道府県等」という。）とする。
ただし、被災都道府県等は本事業を適切に実施できると認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

- イ 間接補助として行う場合
この場合の実施主体は、災害救助法の適用を受けた市区町村（指定都市及び中核市を除く。以下同じ。）又は被災都道府県等が本事業を適切に実施できるものとして認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）とする。
なお、市区町村が実施主体の場合には、本事業を適切に実施できると認める民間団体（介護支援専門員等の職能団体等）に、事業の全部又は一部を委託することができる。

- (2) 事業内容
被災した在宅高齢者等に対して、介護支援専門員等の職能団体から派遣された専門職により、災害救助法の適用から概ね3か月以内の間で、集中的に以下のような事業を実施する。
なお、公共インフラの復旧及び避難所設置期間が長期化するなど、安定した在宅生活を送るまでになお一定の時間を要し、かつ一般施策での対応が困難な状況である場合は、厚生労働省と協議の上、上記実施期間の調整を行うことができる。

- ア 避難行動要支援者名簿等に基づく被災した在宅高齢者等への個別訪問による現状把握の実施

- 3 国庫補助について
(1) 本事業の対象経費
被災高齢者等把握事業の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金

- (2) 国の補助
国は、本事業に要する経費について、別に定める交付基準に従い、予算の範囲内で補助するものとする。

- (3) その他
本事業は、「在宅福祉事業費補助金の国庫補助について（平成4年3月2日厚生省発老第19号厚生事務次官通知）」の別紙「在宅福祉事業費補助金交付要綱」3（2）に規定する特別事業として交付の手続きを行うこと。

事 務 連 絡
令和 3 年 2 月 14 日

福島県 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

令和 3 年 2 月 13 日に発生した福島県沖を震源とする地震により、貴管内の一部地域において、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されました。別添 1 及び別添 2 の事務連絡の内容について改めて御了知いただくとともに、管内市町村に対して周知を行う等、特段の御配慮をお願いいたします。

【別添 1 に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課企画係
TEL：03-5253-1111（内線：3022.3049）
Mail：shougai-kikaku@mhlw.go.jp

【別添 2 に関する問い合わせ先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
自立支援振興室障害者災害対策専門官 今井
TEL：03-5253-1111（内線：3072）
Mail：imai-takashi@mhlw.go.jp

別添 1

事 務 連 絡
平成 27 年 1 月 15 日

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部（局） 御中
中 核 市

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企 画 課
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

災害により被災した要援護障害者等への対応について

標記について、災害により被災した世帯の要援護障害者については、適切に御対応いただいているところですが、下記内容について改めて御了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市区町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について管内市区町村に対して周知を行う等、特段の配慮をお願いします。

記

1. 状況・実態の把握と対応について

災害により被災した市区町村においては、避難所での避難生活が必要となった要援護障害者、避難所に避難していない要援護障害者に対して、その状況や実態の把握に努めていただくとともに、避難対策及び障害福祉サービス等の円滑な提供について、柔軟な対応をお願いします。

2. 障害者支援施設等における要援護障害者等及び避難者の受入れ

- (1) 障害者支援施設等においては、空きスペースの活用を図るとともに、日常のサービス提供に著しい支障が生じない範囲で、定員を超過して要援護障害者等を受け入れて差し支えありません。
- また、障害者支援施設等については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 172 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費について

は、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費の対象とします。

なお、障害者支援施設等において、一般の避難者を受け入れる場合も、できる限り要援護障害者等の処遇に支障が生ずることのないよう御留意下さい。

- (2) なお、避難先施設は、職員配置、設備等について、できる限り避難者及び避難先施設の入所者の支援に支障を来さないよう御留意下さい。

特に、やむを得ない事情により避難が長期化する場合、又は避難先施設が被災施設と種別が異なっており、かつ、指定基準を満たすことができない場合は、避難者及び避難先施設の入所者への適切な支援の確保を図るという観点から、避難者本人の意向等を勘案し、被災施設と同種別の他施設への再避難や地域生活への移行等を進めるよう配慮をお願いします。

3. 障害福祉サービス（施設入所支援を除く。）の利用者に係る取扱い

- (1) 居宅介護及び重度訪問介護については、避難所等の避難先を居宅とみなしてサービス提供して差し支えありません。

また、屋外の移動が困難な障害者に対する移動支援についても同様に避難所を居宅とみなすなど、被災地における地域生活支援事業の実施に当たっては、当該市区町村の判断で柔軟なサービス提供をお願いします。

- (2) 生活介護等日中活動サービス又は宿泊型自立訓練若しくは共同生活援助については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）等により災害等による定員超過が認められているところですが、その際の介護給付費等については、利用定員を超過した場合でも、特例的に所要単位数の減算は行わないこととしており、この場合において、職員の配置基準にかかわらず所定の介護給付費等の対象とします。

また、利用者の利便性を考慮し、開所日・開所時間については、柔軟な対応をお願いします。

- (3) 被災時に短期入所を利用していた者に係る取扱いについては、避難が必要となった者の避難先及び利用定員を超過した場合の受入れなど、前記 2

の入所施設の取扱いと同様として差し支えありません。

なお、計画していた利用期間の終了に伴い、居宅に戻ることが原則ですが、戻るべき居宅も被災しており、引き続き入所をする必要がある場合には、障害者支援施設等による受入れを基本とし、必要に応じて引き続き短期入所の利用も可能とします。

4. 被災された障害者等に対する補装具費支給及び日常生活用具給付等事業の弾力的な運用について

避難所等に避難している障害者等の中には、補装具や日常生活用具が必要となる方も生じると考えられますので、必要な場合には耐用年数等の如何にかかわらず支給・給付して差し支えありません。

5. 被災された視覚障害者等に対する情報・意思疎通支援について

被災された視覚障害者や聴覚障害者等に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要となります。管内被災市区町村における避難状況等を踏まえ、点字や音声、文字等による災害情報等の提供、手話通訳者等の派遣などの情報・意思疎通支援について、視覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

6. 利用者負担の減免について

- (1) 被災のため障害福祉サービス、障害児通所支援、障害児入所支援に必要な利用者負担をすることが困難な者については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 31 条又は児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 11 若しくは同法第 24 条の 5 に基づき、市区町村又は都道府県の判断により、介護給付費等の支給割合を引き上げ、利用者負担を減免することができます。

- (2) 自立支援医療については、平成 18 年 3 月 31 日付け障害保健福祉部長通知（障発 0331006 号）に基づき、被災した世帯所得勘案対象者の所得状況に応じた所得区分を適用することなど、適宜の方法により世帯所得勘案対象者の負担を軽減することができます。

- (3) 補装具費については、平成 19 年 3 月 27 日付け障害保健福祉部長通知（障

避難所等における視覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について(例)			
視覚障害		聴覚障害	
・避難所等において、視覚障害者等への支援を要する情報・コミュニケーション支援への能力を問ひかける。	・放送やハンドマイク等を使用し、避難所及び周辺地区で、声をかけて確認。	・ブザーなどを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など) ・手話通訳者、筆談通訳者などは助言等を着目。(「手話でできます」「耳マーク」の活用)など)	・ブザーなどを使用し、避難所及び周辺地区で確認。(「聞こえない人はいませんか?」など) ・手話通訳者、筆談通訳者などは助言等を着目。(「手話でできます」「耳マーク」の活用)など)
安否の確認 被災地域の避難状況を把握	・障害の程度(全盲・弱視など)や情報取得方法(音声・点字・拡大文字など)等を確認し、必要な支援を提供する。	・障害の程度(聞こえの状態など)や情報取得方法(手話・文字・補聴器など)等を確認し、必要な支援を提供する。	・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、電話通訳支援者(遠隔による実施を含む。)、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。
ニーズの把握 障害特性に応じた支援内容	・行政、視覚障害者協会、視覚障害者情報提供施設、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。	・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、電話通訳支援者(遠隔による実施を含む。)、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。	・行政、聴覚障害者協会、聴覚障害者情報提供施設、電話通訳支援者(遠隔による実施を含む。)、保健師等が連携し、ボランティアを効果的に活用する。
関係者との連携 避難所等における活動	・ボランティア等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。	・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。	・ボランティアやホワイトボード等を活用し、場所や使用方法、状況の変化などを適切に伝える。
避難所の説明 トイレや風呂、配給場所など	・放送やハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」「など)	・ブザーやハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」「など)	・ブザーやハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「1時の放送を聞いて下さい。」「など)
情報の共有 食料、衣類物資の配給など	・ラジオ ・テレビ(解説放送) ・乾電池(ランオンなど) 等	・ブザーやハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」「など)	・ブザーやハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」「など)
機材・物品 共用品、消耗品の手配など	・ラジオ ・テレビ(解説放送) ・乾電池(ランオンなど) 等	・ブザーやハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」「など)	・ブザーやハンドマイク等を使用し、必要に応じて個別に対応する等、最新の情報を確実に伝える。(悪い例:「張り紙を見て下さい。」「など)

別添2	事務連絡 平成28年10月24日
各都道府県 障害保健福祉主管部(局) 御中	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課自立支援振興室
災害により被災した視覚障害者等への避難所等における 情報・コミュニケーション支援について	被災した視覚障害者等については、その障害特性から情報取得や他者とのコミュニケーションが特に困難な状況となることから、ボランティア等による支援やホワイトボード等の機材を使用した有効な支援の必要性が高くなります。 つきましては、避難所等における視覚障害者等に対する情報・コミュニケーション支援について、具体的な方法や配慮等の例を別添のとおり情報提供致しますので、避難所等への周知等をお願い致します。 なお、避難所の設置期間の長期化が見込まれる場合には、特に視覚障害者等の状況・ニーズの把握に努めるとともに、ボランティアや関係団体等と連携を密にし、特段の御配慮をお願い致します。

福島県 障害保健福祉部(局) 御中

事 務 局 啓
令和 3 年 2 月 14 日

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
企画課自立支援課
障 害 福 祉 課
精 神 ・ 障 害 保 健 課

避難所等で生活する障害児者への配慮事項等について

令和 3 年福島県沖を震源とする地震の対応につきましては、必要な支援の確保等、障害児者の支援に各種ご尽力をいただき、厚く御礼申し上げます。

標記の災害発生等により避難所等で生活する障害児者とそのご家族への支援に当たっては、障害特性等により特段の配慮が必要となることから、別途の内容に留意していただきますよう、よろしくお願いたします。

また、管内市町村及び障害福祉関係機関等への周知をお願いいたします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

知的障害児者

- 読み書きや計算に困難がある。言葉をつまよう使うことができなかったり、理解がゆつくりだった。複雑な会話や抽象的なことを理解することが苦手
- たくさんさんの言葉を使わずにゆつくりと話したり、文字にはレビズを振るなどの配慮をお願いいたします。

精神障害者

- 環境変化のストレスや服薬中断により病状悪化のリスクがある
- 丁寧に病状、服薬情報を聞き取り、医療機関、保健所等につなげる等の必要な支援への配慮をお願いいたします。

発達障害児者等

- コミュニケーションが不得意な人が多く、初めて体験することへの戸惑いが大きい
- 指示は紙に書いたり、簡潔な言葉を使うよう配慮をお願いします。
- 不安が強くなるとパニック状態になることもある
- 本人をよく知る人を見つけて配慮の方法の確認をお願いします。
- 音や光、食べ物のおいなどに敏感で刺激に耐えられない
- 音を遮断するヘッドフォンやサンングラス、マスクを使用できるようにしてください。

高次脳機能障害者

- (事故などにより脳の機能に障害がある状態)
- 記憶障害や注意障害など外から判別しにくい症状がある
- 常に見守りが必要なケースもあるので、声がけや聞き取り等ご配慮をお願いします。

医療的ケアを必要とする人

- 環境変化による発熱、呼吸状態の悪化等、体調変化を起こしやすい
- 医療機器 (人工呼吸器・吸引器等) の電源の確保の配慮をお願いします。
- 経量経管栄養の場合、液体状の経管栄養剤の確保が必要となりますので、配慮をお願いします。
- 必要に応じて医療機関への入院や施設等への短期入所も活用していただくよう配慮をお願いします。

人工肛門・人工膀胱保有者

- プライシーに十分配慮
- 人工肛門・人工膀胱保有者であることを周りに伝えたくない方もいます。
- 同様の担当者が聞き取りに当たるなどプライバシーに十分配慮しながら、ニーズを把握するようにして下さい。
- トイレにハンチングを洗浄する設備がない場合には代替できる設備設置の配慮をお願いします。

エコノミークラス症候群の予防に

- 狭い場所などで、長時間同じ姿勢をとっていると、エコノミークラス症候群を起こす可能性が高まる
- 避難所等で被災者への体導指導等を行う場合、知的障害、精神障害、発達障害をお持ちの人の中には集団での活動を苦手とする人がいますので、小集団での体導等の実施にもご配慮をお願いします。

避難所以外で生活している障害児者のご家族への配慮

- (避難所以外で生活している障害児者の把握について)
- 被災地域の自宅や自家用車の中で生活を送っている障害児者やそのご家族には、食料、生活用品の配給やその他の必要な支援の情報が届いていない可能性があります。このため、避難所以外で生活している障害児者等の把握に努めていただき、必要な支援や情報伝達を行えるようにお願いします。

(情報・意思疎通支援の対応について)

- 視覚・聴覚障害者に対しては、特に情報・意思疎通支援が何より重要になります。避難状況等を伝え、日頃から支援に携わっている関係者間で連携して、本人や家族等に対し、点字や音声、文字等による被害状況等の提供、手話通訳者等の派遣等の情報・意思疎通支援について、視覚聴覚障害者情報提供施設等と連携し、万全の対応を期すようお願いします。

常時介護や見守りが必要な重度障害児者のご家族への配慮

ご家族を支える体制

- 障害者本人の見守りが必要のため、家族が側を離れられず、介護者自身の生活行為ができなかったり、親族の提案にいけない事態が起こります。
- 一時的に介護を交代できる支援体制についてご配慮をお願いします。

救護物資の配給

- 障害者本人の見守りが必要のため、家族が側を離れられず、救護物資を受け取れない等の事態が予想されるため、個別に救護物資を届ける等の配慮をお願いします。
- 障害者本人の代わりにヘルパーが配給の列に並んだ場合でも、救護物資を渡していただくよう配慮をお願いします。

避難所等で生活する障害児者とその家族への支援

聴覚障害者

- 支援のためのニーズを把握
- 障害の程度 (聞こえの状態など) は？
- 情報の取得方法 (手話、文字、補聴器など) は？
- 文字等で必要な情報をしっかりと伝達
- プラカードやホワイトボード等を使用した視覚的情報だけで分かるよう表示してください。

重いすを利用する人

- 長時間同じ姿勢でいると体に負担がかかる
- 車いすを降りてリラックスできるスペースの確保が必要です。
- 着替えやトイレのための移動が難しい
- 移動せずに着替えやトイレができるように、間仕切りなどを活用したプライバシーの確保に配慮してください。

視覚障害者

- 支援のためのニーズの把握
- 障害の程度 (全盲、弱視など) は？
- 情報の取得方法 (点字、音声、拡大文字など) は？
- 音声で必要な情報をしっかりと伝達
- 放送やハンドマイク等を使用して、音声情報だけでなく分かるよう説明に配慮をお願いします。

身体障害者補助犬を使用する人

- 使用者と補助犬を分離せず受け入れた上で、周りの方々に補助犬に対する理解を促進
- 同伴を拒んでほしくないことが法律で決まっていることを周知し、理解を求めてください。

2020年度24時間テレビ寄贈（情報保障支援）にて「避難所用キット」を寄贈

24時間テレビ チャリティー委員会様より、2020年度障害者情報保障支援として、（株）東京信友様の「避難所用キット」を寄贈いただきました。九州地区の加盟団体へ贈呈し、地域のネットワークを通じた活用の取り組みが広がっています。

- ・（一社）長崎県ろうあ協会HP：聴覚障害者情報保障支援「避難所用キット」を贈呈していただきました

- ・（一社）佐賀県聴覚障害者協会の取り組み事例：

（一社）佐賀県聴覚障害者協会に寄贈後、佐賀県庁を訪問し、危機管理防災課・障害福祉課に対してキットの紹介・災害発生時や避難訓練時に使用してもらうよう、各自治体への周知をお願いしました。

その後、県の防災会議にてキットの説明・デモンストレーションが行われ、避難訓練で自治体職員に対するキットの使用説明が行われました。



9 参考パンフレット

パンフレット「きこえる人もきこえない人も災害から命を守るために」

きこえる人も
きこえない人も
災害から
命を守るために



一般財団法人 全日本ろうあ連盟

このリーフレットは、全国生活協同組合連合会・
全国労働者共済生活協同組合連合会の助成により作成しました。

きこえないこと

全国にきこえない人は約34万人います。生まれたときまたは小さいときから、あるいは病気や年をとってからきこえなくなったなど、人によってきこえなくなった状態はさまざまです。補聴器や人工内耳、または口話や筆談、あるいは手話言語など、コミュニケーション方法は一人ひとり違います。

でも、きこえない人にとって共通していることは、手話言語や文字のように目ではっきりと見られる方法が一番伝わり、安心だということです。

きこえない人と話すときは、どんな方法でやり取りをしたほうが良いのかを確認してみましょう。



「手話言語」

障害がある子どもたちや大人たちの権利を守る障害者権利条約の中に、手話言語は日本語や英語と同じ言語だと定められました。世界各国で使われている言語がそれぞれ違うように、手話言語も各国でそれぞれ違います。

ひとくちメモ

1

きこえない人が困ること

きこえない人は、ふだんの暮らしの中できこえないことで困ることがあります。

メガネをつけたらはっきりと見えるようになったように、補聴器や人工内耳をつけたら相手の声がはっきりときこえるわけではありません。

きこえない人は、人それぞれきこえるの程度が違います。音を感じる神経や器官の状態が人それぞれ違うため、補聴器をつけたらきこえやすくなったという人もいれば、声はきこえるようになったが何を言っているのかわからない人、全くきこえない人もいます。

そのため、きこえない人はまわりの人が何を話しあっているのかわからなかったり、話しかけられたことや緊急放送があったことに気づかないことがよくあります。また手話言語を使うきこえない人は周りに手話ができる人がいないために、一人ぼっちになってしまうことがあります。

災害が起きたときは、きこえないことでなおさら困ったり、命が危なくなることもあるのです。



2

警報がきこえない

2011年3月11日に起きた東日本大震災では、地震による大津波が家や車や人々を飲み込み、亡くなった人や行方不明になった人は約18,000人を超えました。

そして、障害のある人の死亡率は障害のない人の約2倍となりました。（※注1）障害のある人の中で一番死亡率が高かったのは見えない人でしたが、おどろくことにきこえない人の死亡率は2番目でした。防災無線や避難を呼びかける声がきこえず、逃げ遅れたことが大きな原因でしょう。

災害が起きたとき、何が起きたのか分からず、不安そうに周りの様子をうかがうようにしている人がいたら、おもいきって筆談などで声をかけてみて、きこえない人とわかったら状況を伝えてあげてください。

※注1 NHKハートネット
「東日本大震災時のデータ（障害者の死亡率）」



津波フラッグ

ひとくちメモ

「津波フラッグ」 画像提供：公益財団法人日本ライフセービング協会

海水浴場などでは、津波警報などが発表されたらすぐに避難することが大切です。しかし、きこえない人は防災行政無線やサイレンがきこえなかったり、また海に入っている人はスマートフォンなどを持っていないことがあります。そのため、目で見える方法で津波警報などを伝えるため、2020年に「津波フラッグ」が定められました。海水浴場や海岸などで津波フラッグを見かけたら、すぐに避難しましょう。

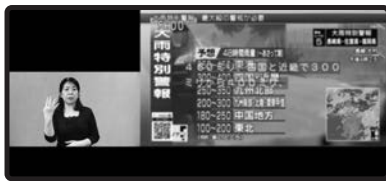
3

避難所でもまた一人ぼっち

避難指示が出たときや災害が起きたときは避難所にいると安心ですが、きこえない人は避難所でも、不安な気持ちでいっぱいなのです。なぜなら、まわりの人とコミュニケーションができなかったり、支援物資の配布のお知らせや放送がきこえない、テレビの緊急番組を見ても手話言語通訳がないために内容がわからないなど、心が休まらないからです。

まず、避難所の受付で、障害のある人や支援してほしいことを確認できるようにしましょう。また、支援物資の配給や大切なお知らせは、人目につきやすいところに紙に貼り出しておく、避難所にいる全ての人に情報が確実に伝わります。

また、避難所のテレビにきこえない人向けの手話と字幕の番組「目で聴くテレビ」を受信できる「アイ・ドラゴン4」が付いていると、きこえない人も安心してすごすことができます。



画像提供：株式会社アステム「アイ・ドラゴン4」

4

災害手話

災害



立てた左手2指の上に
右手3指で「く」形を描く

地震



両手掌を上に向けて並べて
置き、同時に前後する

震度



1 両手掌を上に向けて並べて
置き、同時に前後し



2 立てた左手掌に、右手の指
文字「コ」形の指先をあてな
がら順に上へ上げる

余震



両手掌を上に向けて並べて
置き、右手のみ前後させる

津波



水平に置いた左手を、
甲を上に向けた右手で
乗り越えて前方に出す

5

台風



右山人差指を右上方で
大きく回す

洪水・ 氾濫



左手の親指側を右手の指先から
乗り越えて左方へ移動する

災害手話

堤防 決壊



1 指を直角に立てた右手と
左手掌を向き合わせ、
右手を右へ動かし



2 親指側をつけ合わせた
両手拳で折るしぐさをする

大雨・ 豪雨



指を広げた両手の指先を
下に向けたまま上から下へ
強く下ろす

竜巻



指先を上に向けて開いた
右手を回しながら下ろし
指先を閉じる

6

土砂 崩れ



右手5指を折り曲げ、斜めに伸
ばした左腕を削るように下ろす

土石流



左腕に沿って、右手5指の輪
を転がしながら下ろしていく

災害手話

火山 噴火



1 丸めた左手の間から、
丸めて立てた
右手を回し上げ



2 甲を上に向けた
右手で左から
山の形を描き



3 丸めた左手から、5指
を上に向けてつまんだ
右手を上げながら開く

火砕流



1 丸めた左手の間から、
丸めて立てた右手を
回し上げ



2 左手甲の傾斜をすべるよう
に右手の指を開きながら
素早く前へ出す

7



コロナ

2020年は新型コロナウイルスが世界各国に広がり、東京オリンピックも延期になりました。感染を防ぐため、マスクを付けたり手指の消毒、人と人の間でもできる限り離れる、テレワークや外出自粛など、私たちの生活は大きく変わりました。

ふだんの生活やお店やコンビニなどの買い物の際に、相手がマスクを付けていると、きこえない人にとっては、コミュニケーションが取りづらくなり、大変なのです。

きこえない人たちが困っていることが新聞やSNS等で報じられ、相手の表情や口の形を読み取れることがきこえない人にとっては、コミュニケーション上でとても大切なのだということを多くの人々に知ってもらえきっかけとなりました。

しかし、困ることは他にもたくさんあります。例えば、新型コロナウイルス感染の広がりの影響で、仕事や生活に困っている人への電話相談窓口は地域にいくつかあります。でも、きこえない人は電話ができません。

2020年4月に政府が緊急事態宣言を出したとき、全日本ろうあ連盟はすぐに「新型コロナウイルス危機管理対策本部」を立ち上げ、きこえない人への支援活動を行いました。



新型コロナウイルス危機管理対策本部サイト

知事記者会見

知事や市長が記者会見で新型コロナウイルスについて市民へ伝える記者会見が全国で行われるようになりました。しかし、始まったばかりのときは手話言語通訳が付いていなかったため、きこえない人にはなかなか情報が伝わりませんでした。



画像提供：埼玉県庁

命に関わる情報を手話言語で受け取りたい、知りたいというきこえない人たちからの要望により、だんだん記者会見に手話言語通訳をつけるようになりました。今、全国の知事記者会見には手話言語通訳が付いていますし、また手話言語通訳と字幕の両方をつけたところもあります。

テレビなどを通して、施策の考え方や情報を市民へ直接伝える記者会見はとても大切です。災害時はもちろんふだんときから、きこえない人も命に関わる情報を手話言語や字幕で、きこえる人と同じように受け取れるようにすることが、命を守ることに繋がります。

なお、話す人と手話言語通訳者が一緒に映るようにすることや、手話表現が読み取りやすいよう、手話言語通訳者の映し方や照明のあて方なども工夫があると、なおさら良いですね。

遠隔手話通訳

きこえない人とお医者さんのやり取りのときに手話言語通訳者がつくと、きこえない人は安心してお医者さんとのやり取りもできるので安心です。

しかし、新型コロナウイルス感染症の拡大により、対面で通訳活動を行うことが困難となる状況も出てきました。

当連盟から厚生労働省に、きこえない人が安心して手話言語通訳を受けられるようにしてほしい、また手話言語通訳者の健康も守ってほしいと要望を出したことにより、スマートフォンやタブレットを活用した「遠隔手話通訳」の導入が各地で始まりました。

遠隔手話通訳は離島や山あいそして災害時と、手話言語通訳者をなかなか派遣できないときの助けになる可能性があります。

例えば、2016年熊本地震や令和元年東日本台風では、『遠隔手話通訳』で避難所で暮らすきこえない人を支援した例がありました。世界の中でも特に地震や台風が多い災害大国、日本。新たなIT技術を活用した支援も広がっています。



画像提供：岡山放送「手話が語る福祉」

オンライン授業

大学や高等専門学校等では、感染予防対策のため、パソコンやスマートフォンを使って、先生が講義を行い、学生は自宅で学ぶという「オンライン授業」がほとんどとなりました。



画像提供：筑波技術大学
障害者高等教育研究支援センター

しかし、きこえない学生たちは講師や先生の話がわからないし、たくさんの参加者が発言するオンラインゼミなどでは、誰が何を話しているのかわからず、困ってしまいます。

筑波技術大学では、教員が手話を使ったり、非常勤講師が担当する授業では、リアルタイムで手話言語通訳や字幕をつけたりするサポートを行っています。全国の大学でも、きこえない学生が学べるよう、政府も十分な保障や支援が必要ではないでしょうか。

このように、ソーシャルディスタンス(社会的距離)により、きこえない人と社会の距離がさらに広がり、新たなバリアが生まれてきます。

しかし、相手の表情や口の形が見えることや手話言語通訳などがつくことは、きこえない人にとって大切なことだと社会や多くの人々に知っていただくきっかけになりました。

コロナにより、世界や人々の価値観は一変しましたが、その大きな変化が新しい価値観のもとに、障害のある人もない人も共に暮らせる共生社会へつなげていきたいと心から願っています。

12

コロナウイルス

コロナ手話



1 左手「C」形の手前に右手掌を置き、手首を軸に左から右へ動かし



2 右手2指の円の動きを左手5指の輪の上から覗き込む

パンデミック



1 右手拳の親指側を額につけ



2 右手を開いて下ろし、胸前に立てた左手拳にあててから、すべるように前に出す

ロックダウン



1 指先を前に向け、掌を向かい合わせた両手を、手首を軸に手前に閉じ



2 左手5指の輪に差し入れた指文字「ヌ」形の右手の指先を差し込む

13

クラスター

コロナ手話

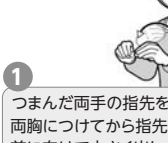


1 つまんだ両手の指先を両胸につけてから指先を前に向けて出し

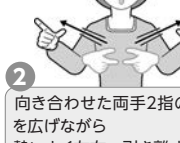


2 丸めた両手の親指と4指の指先を向き合わせて左右から近づける

オーバーシュート



1 つまんだ両手の指先を両胸につけてから指先を前に向けて小さく出し



2 向き合わせた両手2指の間を広げながら勢いよく左右へ引き離す

緊急事態宣言



1 右手2指をこすりながら上へ上げて親指を立て



2 掌を前に向けて立てた両手を交互に上下し



3 立てた左手掌につけて立てた右手人差し指を前に出す

14

免疫

コロナ手話

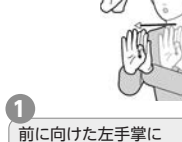


1 左手掌に右手拳をあて前に押し出す



2 前に向けた左手掌に右手2指の小さい輪をつけ、前に押し出す

抗原



1 前に向けた左手掌に右手2指の小さい輪をつけ、前に押し出す



2 腕を立てた左肘に5指をつまんだ右手甲をつけて5指を開く

濃厚接触者



1 左手4指の指先に右手4指の指先を上から触れ合わせ



2 右手を右方へ動かしながら親指を人差し指の先からつけ引いて立て



3 2指を立て、甲を前に向けた右手を右へ引きながら掌を前に向けて

15

ワクチン



右手の指文字「ワ」の指先で左手掌に円を描くようにこする

フィジカル ディスタンス



掌を前に向けて立てた両手人差指を、弧を描いて左右に引き離す

コロナ手話

基礎疾患

① 腕を立てた左肘の脇に5指を折り曲げて指を下に向けた右手を置き



② 右手拳の親指側を額に軽く2回あてる



PCR検査

① 日本式アルファベット「P」を示し



② 「C」を示し



③ 「R」を示し



④ 右手の曲げた2指の指先を目に向けて左右に振る



16

聴覚障害者災害救援中央本部

聴覚障害者災害救援中央本部は、東日本大震災の継続支援と今後起こりうる地域災害への支援、防災対策の推進を目的とし、一般財団法人全日本ろうあ連盟・一般社団法人全国手話通訳問題研究会・一般社団法人日本手話通訳士協会の3団体により設けられました。

近年頻発する地震、台風、大雨、大雪等の災害で被災したきこえない人や手話関係者の支援を核に、「聴覚障害者災害救援基金」への全国の仲間からの寄付活動やテレビ等で発信される災害情報がきこえない人にも伝わるように要望を出す等の取り組みを展開しています。

きこえない人は願っています

- ・文字や絵などの視覚的な情報で伝えてください
- ・一緒に誘って避難してください
- ・放送された内容を紙に書いて掲示してください
- ・専門用語は避け、わかりやすく箇条書きにしてください






17

楽しく手話を学びましょう

手話学習者のバイブル！
受け継がれてきた手話と最新の手話研究の成果がすべてここにある！

わたしたちの手話 学習辞典Ⅰ

価格 ¥2,600+税 A5判 646ページ

全国手話検定試験基本単語5級～準1級をすべて掲載！
手の形からも手話が調べられるレイアウト！
すぐに使える基本的な日常用語3,500語を掲載！

11万部突破！

わたしたちの手話 学習辞典Ⅱ

価格 ¥2,600+税 A5判 612ページ

待望の第2弾！
災害関連用語、IT関連用語、労働・金融関連の専門用語、カタカナ語など3,000語を掲載！



DVDで楽しく学べる はじめて出会う手話

手話を始めたいけど、どの本を購入したら…
講習会に通っているけど、家でも復習したい…
そんな期待に応えられるDVD付の本です！

初心者専門！わかりやすい！見やすい！おぼえやすい！
★手話の映像が盛りだくさん！
★手話の動きや表情が上達しちゃう！

価格 ¥1,800+税 A5判 192ページ



お申し込みは
お近くの
ろうあ団体
または書店まで

一般財団法人全日本ろうあ連盟
〒162-0801 東京都新宿区山吹町130 SKビル8階
電話 03-3268-8847 FAX 03-3267-3445
HP: <https://jfd.shop-pro.jp/>

18

きこえない人の暮らしを見つめます

手話言語法制定運動をはじめ、福祉・教育・文化・スポーツ、海外の話題、マンガ、新しい手話など、新鮮な話題をお届けします。

聴覚障害新聞

(略称：日聴紙)

全国約 12,000 人の方々に
ご購読いただいています。

タブロイド判 12 頁 (1・12 面カラー)
年間購読料 4,300 円 (送料・税込)

月刊 18 発行

読者からの声

読み応えのある新聞ですね。

新しい手話も載っていて勉強になります。



日聴紙でしか見られない AR 動画を毎月 2 ～ 3 点お届けしています。



年 4 回発行

MIMI 季みみ

毎号、特集テーマにもとづいた読み応えのある豊かな内容と楽しいグラビアページで、ろう者等のいきいきした表情を伝えます。

A4 版 68 頁 (表紙・口絵カラー)
年間購読料 4,148 円 (送料・税込)
1 冊 950 円 (税込)

読者からの声

写真がたくさんあって楽しめます。

『日聴紙』『季みみ』のお申し込み・お問い合わせは下記までお願いします。

一般財団法人全日本ろうあ連盟 京都事務所
〒602-0901 京都市上京区室町通今出川下ル 織維会館内
電話 075-441-6079 FAX 075-441-6147
E-mail: jdn@jfd.or.jp HP: <http://jdn.jfd.or.jp/>

ぜひあなたも購読を！

2019年 台風19号 宮城県・関東ブロック 聴覚障害者災害支援報告書

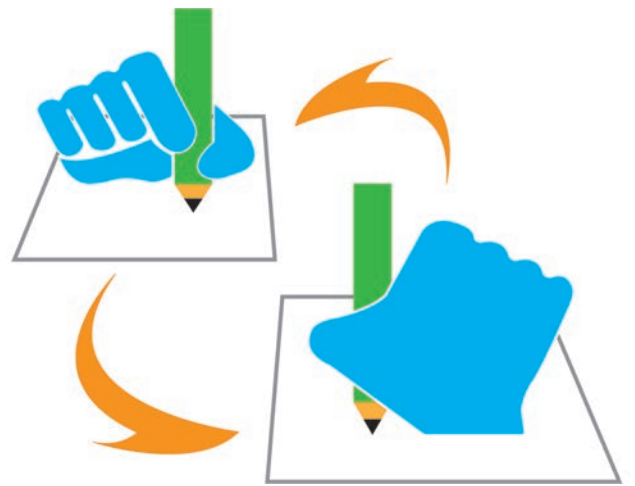
2021（令和3）年 3月

編集・発行 聴覚障害者災害救援中央本部
一般財団法人全日本ろうあ連盟
〒162-0801
東京都新宿区山吹町130 SKビル8F
TEL：03-3268-8847 FAX：03-3267-3445
E-mail：saigai@jfd.or.jp





「手話マーク」



「筆談マーク」